

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	42 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	24 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	68 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	49 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年7月まで

私は、昭和46年4月にA市に転居し、市役所で転居届と併せて国民年金の住所変更手続を行った。

その後、昭和46年8月にA市職員に採用され、そのころに市役所で未納であった私の申立期間の保険料と、夫の同年4月及び同年5月の保険料を私が一緒に納付した。

申立期間の保険料について、納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中の国民年金保険料に未納は無い。

また、申立期間は4か月と短期間である。

さらに、当時、国民年金の住所変更手続が適切に行われていることが申立人に係る特殊台帳で確認できる上、申立人が、自身の保険料と一緒に納付したとする申立人の夫の昭和46年4月及び同年5月の保険料について、夫の国民年金手帳に同年8月2日付けの検認印が押されていることが確認でき、申立人が所持する当時のメモ帳には、納付した保険料額などが記載されているなど申立人の陳述に不自然な点はない。

加えて、夫についても、検認印が押されている昭和46年4月及び同年5月が未納と記録されているなど行政機関の記録管理に不適切な点がみられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から同年12月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年10月から同年12月まで
② 昭和58年12月から59年3月まで

私は、A市に住んでいた昭和50年8月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行い、その際、同時に付加年金にも加入した。

A市に住んでいたころは、集金人に付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたが、B市に転居してしばらくして、口座振替により保険料を納付するようになった。

申立期間①及び②については、その他の期間と同様に定期的に保険料を納付していたのに、付加保険料を納付した記録が無く、定額保険料のみ納付したと記録されており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和50年7月8日に国民年金に任意加入し、同日付けで付加年金に加入していることが、申立人に係るA市の被保険者台帳で確認できるとともに、申立人は、加入当日に申立期間直前の昭和50年7月から同年9月までの付加保険料を含めた国民年金保険料4,500円（各月1,500円）を納付していることが、同人が所持する国民年金保険料領収書で確認できる。

ところが、申立人に係る昭和50年度のA市の収滞納一覧表には、申立期間①直前の昭和50年7月から同年9月までの収納保険料額が各月1,900円（各月の付加保険料が2倍算入された金額。）、同年10月から同年12月まで（申立期間①）の収納保険料額が各月1,100円（各月の付加保険料が算入されていない金額。）と、不自然で申立人の所持する領収書と符合しない収納保険料額

が記録されており、行政機関の記録管理に何らかの誤りがあったことがうかがえる。

一方、申立期間②について、申立人は、当時、付加保険料を含めた国民年金保険料を居住していたB市において口座振替により納付しており、申立期間②についても同様に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金記録をみると、申立期間②の定額保険料は、過年度納付されていることが社会保険庁のオンライン記録で確認でき、また、申立人に係るB市の収滞納一覧表には申立期間②の収納記録が無いことが確認できる。付加保険料は、納付期限の経過後には納付することができず、定額保険料が過年度納付により収納された時点においては、制度上、納付することはできない。

また、申立人が、申立期間②の付加保険料を納付したことを示す関連資料は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から同年12月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から63年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年2月から61年3月まで
② 昭和62年4月から63年4月まで

私は、A市からB市へ引っ越してしばらく経った昭和59年2月ごろに、B市役所から国民年金の請求書が届いたことがきっかけで国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付を開始したと記憶している。

私は、国民年金加入後は、保険料を銀行振込及び口座振替で定期的に納付しており、1年分の保険料をまとめて納付した記憶は無く、また、ほかの支払いなどでも滞納したことはない。

申立期間①及び②の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会判断の理由

申立期間②については、申立人は、申立期間②直前の昭和61年5月から62年3月までの国民年金保険料を、申立期間②の期間中の同年6月に過年度納付していることが申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録から確認できる。

また、申立人の妻は、申立期間②の保険料を現年度納付している上、申立期間②直後の昭和63年5月以降の保険料は、夫婦同一日に納付していることが確認できる。

さらに、申立期間②は、1年1か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間②の前後に仕事及び住所変更などの生活状況に変化は無かったとしており、申立期間②の保険料は、納付されていたものとするのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和59年2月ごろに国民年金に加入し、加入後は定期的に保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後に払い出された被保険者の払出日の状況及びB市の被保険者名簿に記載された加入に伴う進達日から、昭和61年5月ごろに加入手続を行い手帳記号番号が払い出されたことが推認される。この手帳記号番号を使用して申立期間①の保険料は現年度納付できず、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間の住所地を管轄するC社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間①について保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から63年4月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの期間及び同年5月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から同年3月まで
② 昭和40年5月から41年3月まで

私の国民年金保険料は、制度開始時から昭和40年1月に結婚するまでの間は母が、その後、46年11月にA市に転居するまでの間は義父がそれぞれ納付してくれていた。

結婚後1年から2年したころにB市役所（現在は、C市役所。）から、保険料が未納となっている旨の納付書が送付されてきたのでそれを義父に渡し、ほかの期間と同様に義父が私の保険料を納付してくれたと思う。

申立期間①及び②の保険料について、納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間に未納は無い上、申立期間①は3か月、申立期間②は11か月と比較的短期間であり、その前後の期間の保険料は納付済みである。

また、当時、B市（現在は、C市。）では、3か月ごとに保険料を収納したとしているところ、申立期間①と②の間の昭和40年4月の1か月だけの保険料を納付したとする不自然な記録である上、46年4月から同年7月までの期間及び転居後の47年1月及び同年2月について、未納とされていたところ、申立人の国民年金手帳の検認印から平成20年12月16日付けで納付済みに記録訂正されており、行政機関における記録管理に不適切な点が見える。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月
② 昭和 37 年 6 月から同年 8 月まで
③ 昭和 62 年 8 月から平成 4 年 3 月まで
④ 平成 4 年 4 月から同年 6 月まで

私の家は昔から A 業務に従事しており、父も A 業務の跡取りである。その父の A 業務を私も一緒にしており、A 業務の合間に就職をした後、短期間で離職して A 業務を開始し、また合間に就職をしていた。A 業務をしていた時に父が保険料を納付していた。昭和 62 年 8 月からは、妻が保険料を納付しており、免除の通知を受けたことも無く、保険料の還付を受けた覚えも無い。

申立期間が免除及び未納等とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 3 月及び同年 6 月から同年 8 月までの期間の保険料は父が納付し、また 62 年 8 月に会社を退職してからは申立人の妻が保険料を納付しており、免除の通知を受けたことも無く、保険料の還付を受けた覚えも無いと申し立てている。

申立期間①について、市の被保険者名簿を見ると、申立期間①を含む昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの保険料は納付されていたことが確認できる。しかし、申立人は、同年 3 月から厚生年金保険被保険者となったため、同年 3 月の保険料は還付されることとなった。

そこで、申立人の還付状況について、社会保険庁の記録をみると、平成 4 年 8 月に申立人の昭和 37 年 3 月から同年 5 月までの厚生年金保険被保険者資格

を把握し、同年10月に還付決議を行っていることが確認できる。一方、還付請求者記録欄には、請求者氏名等の必要事項が記載されておらず、還付請求が行われていないことが確認できる。しかし、平成4年当時の還付の通知手続では、還付決議が行われた時点で還付請求書が申立人宛に送付され、還付請求の時効が成立するまでの間に3回は還付請求書を送付していたと考えられることから、社会保険庁において還付決議が行われたものの、申立人から還付請求手続が行われなかったことにより還付の時効が成立したものと推定される。

申立期間②について、市の被保険者名簿を見ると、昭和35年10月に国民年金に加入し、37年9月に資格を喪失しており、同年3月から同年5月までの厚生年金保険加入による国民年金被保険者資格の喪失時期の記録が無い。仮に、申立期間②の保険料を納付していたのであれば、その時点で厚生年金保険加入期間が把握され被保険者名簿に反映されていたはずであり、申立期間②の保険料が納付されていたとみるのは不自然である。

また、申立期間①及び②の保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡しており、この間の事情を聞くことはできなかった。

申立期間③について、社会保険庁の記録をみると、申立期間③のうち、昭和62年8月から平成元年6月までの保険料が、いったん納付されていたものの、法定免除期間及び申請免除期間を理由に同年8月に還付決議が行われ、同年9月に申立人名義の銀行口座に振り込まれていることが確認できる。

なお、還付請求者記録欄には還付先の金融機関として、当時、申立人が口座を開設していないA銀行B支店が記載されているが、金融機関についてはコード番号で入力をするものの、出力時にはその時点のコード番号に対応した金融機関名に変換されるとのことであり、必ずしも記載されている金融機関に還付したとは言えない。そこで、現時点のA銀行B支店のコード番号を調べると* ****-***であり、平成元年当時、申立人が口座を開設していたC銀行D支店のコード番号の****-***と同一のコードであることが確認できることから、同年に申立人が口座を開設していたC銀行D支店に還付を行ったものの、現在、還付に関する情報を出力すると、A銀行B支店と表示されたことが分かり、申立人に対し還付が行われたと推定できる。

しかし、申立期間③のうち、昭和62年8月から平成元年3月までの期間については、申立人に法定免除となるべき理由が見当たらず、保険料についても納付された後に法定免除の処理が行われて還付されるなど、行政側の事務処理に不手際が認められる。一方、同年4月から同年6月までの保険料については、納付時期が免除申請後であることから還付は適切であったと考えられる。

また、申立期間③のうち、平成元年4月から4年3月までの期間は申請免除となっていることが、市の被保険者名簿及び社会保険庁の記録から確認できる上、元年4月から同年6月までの保険料が申請免除期間を理由として還付されたことから、この期間の保険料が納付されたとは考え難い。

申立期間④について、申立人の納付状況をみると、申立期間前の昭和 62 年 8 月から平成 4 年 3 月までの期間が法定免除及び申請免除の記録となっており、当時、保険料納付が滞る何らかの事情が生じていたものと推定できる。

また、申立期間④の保険料を納付していたとする申立人の妻は、毎月市役所で保険料を納付したが、国民年金手帳は無く、領収書ももらっていないと陳述するなど、その内容は不自然であり、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私の国民年金については、制度発足時に将来のことを考えた姉が加入を勧めてくれた。当時、主人が自営業であり子供が生まれて間もなくのこともあったので、なおのこと必要性を感じ、掛金も安かったので市役所で夫婦二人分の加入手続をした。保険料は3か月分を来てくれた集金人に納めていた。申立期間の保険料を納めていたのは間違いないので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の姉の勧めで国民年金制度発足の時から加入するとともに、保険料を現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期をみると、同払出簿では昭和38年7月10日に元夫と共に同番号が払い出された記録となっていることが確認できる。しかし、申立人の特殊台帳の国民年金資格の取得日は、35年10月1日となっていることが確認でき、申立人の元夫のA市の被保険者名簿にも同一日の資格取得日の記載が見られることから、申立人及び申立人の元夫の国民年金への加入手続が、36年4月の制度開始以前に行われた可能性も否定できない。

また、申立人は、子供を出産した直後の時期に、将来のことを心配した姉から国民年金への加入を勧められた事情を具体的に陳述しているところ、申立期間当時、A市における集金方法は申立人の陳述と符合するなど、申立人の陳述は具体的かつ詳細で不自然な点は見られない。

さらに、申立人の姉の「国民年金制度が始まったところに、自ら国民年金に加入するとともに妹に国民年金への加入を促した。」との陳述は、申立人の陳述と符合している上、その姉も制度発足前から加入している。

加えて、社会保険庁の納付記録から、申立人の国民年金保険料は申立期間を除く国民年金加入期間のすべての保険料が納付されていることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年6月までの期間及び40年4月から43年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から50年12月まで

私は、昭和36年4月ごろに、母が手続をして、国民年金に加入した。国民年金保険料は、43年9月までは母が、その後は、私が納付した。

しかし、昭和51年4月ごろに、A市役所から国民年金の加入勧奨通知が届き、申立期間の保険料が未納となっていることを知ったので、妻がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、同時に48年1月までさかのぼって保険料を納付した。

申立期間について、保険料は納付しているはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から43年9月までの国民年金保険料については、申立人の母が、母の保険料と一緒に二人分を婦人会の集金人に納付したと申し立てしているところ、申立人の母の納付記録をみると、36年4月から同年9月までの期間、37年4月から39年6月までの期間及び40年4月から43年9月までの期間が納付済みとなっている。

また、申立人が保管している母の手帳には、昭和36年度について、ほぼ毎月の頻度で、申立人と母の二人分の国民年金保険料を納付したことを示す記載が確認できるほか、申立人は、申立期間当時、母と共にB業を営んでおり、これまで一度も転居したこともなく、また、婦人会の集金人が申立期間当時から国民年金保険料を徴収していたとする地域住民の陳述等を考え合わせると、申立人の母が、手帳に記載がない月についても自身と申立人の二人分の国民年金保険料を納付していたことが推認できることから、申立人の母の納付記録のな

い昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月についても自身と申立人の二人分の国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

一方、昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、申立人の保険料と一緒に納付していたとする母の納付記録は未納になっており、また、43 年 10 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、申立人は、自分で納付したと申し立てているが、これを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 39 年 6 月までの期間及び 40 年 4 月から 43 年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から38年3月までの期間及び39年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年7月まで
② 昭和37年10月から38年3月まで
③ 昭和39年1月から同年3月まで

私は、A市で個人経営のE店で働いていた昭和35年ごろ、国民年金制度ができたことを知り、36年4月に市役所で国民年金の加入手続と保険料納付を行った。

昭和37年又は38年ごろにB県C市に引っ越してからも、元妻がずっと夫婦二人分の保険料を一緒に納付しており、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る手帳記号番号は昭和38年4月5日にB県C市において夫婦連番で払い出され、申立人の元妻が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した37年8月1日にさかのぼって国民年金強制加入被保険者資格を取得していることが確認できる。

そこで、申立人及びその元妻が被保険者資格を取得した昭和37年8月1日以降の保険料納付状況をみると、申立期間②及び③を除き、いずれも60歳まで保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人に係るD市保存の国民年金被保険者名簿の保険料収納記録をみると、昭和38年6月19日に申立期間②直前の37年8月及び同年9月の保険料を過年度納付している上、その1か月後の同年7月10日には申立期間②直後の同年4月から同年8月までの保険料を現年度納付していることが確認でき、申立期間②の6か月分のみを未納のまま放置したとは考え難い。

さらに、申立期間③については、3か月と短期間である上、その前後の期間はいずれも納期限までに現年度納付していることが確認できること、申立人の特殊台帳を見ても納付催告した旨の押印は認められないこと、及び申立人の住所及び仕事などの生活状況に特段の事情はみられないことなどから、当該期間のみが未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間①については、前述のとおり、申立人の元妻が厚生年金保険に加入していたことから、国民年金の未加入期間になるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違いによる検索を行うとともに、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から38年3月までの期間及び39年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年12月まで

私は、申立期間当時、父が経営する会社で働いていて、父が国民年金の保険料を納めてくれていた。申立期間の保険料は、父から一度自分で納めてみなさいと言われ、数回に分け郵便局で納付した記憶がある。金額は覚えていないが、その前後の期間はすべて納付しているので、申立期間が未納ということは到底考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料納付記録をみると、申立人が納めたとする12か月の申立期間を除き、昭和42年7月から平成19年6月までの365か月にわたる国民年金加入期間において未納は無く、申立人及びその父親の納付意識の高さが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期は、昭和53年10月であることが同手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、第3回目の特例納付によるしかないが、その実施時期が同年7月から55年6月までであり、同手帳記号番号払出時期がその初期に当たることから、保険料を数回に分けて納付したとする申立人の陳述に不合理な点は見られない。

さらに、申立人の社会保険庁の特殊台帳を見ると、昭和51年1月から53年3月までの保険料を、同手帳記号番号払出時期から2か月後の同年12月に過年度納付した上で、42年7月から申立期間直前の49年12月までの90か月にわたる保険料については、55年6月に特例納付していることが確認できる。一方、父親が行ったとするこれらの遡及納付は、申立人の受給権確保のためには必要でなかったことから、未納期間の解消を前提として行ったものと推定で

き、父親が、理由も無く 12 か月という申立期間を未納としたまま、申立期間直前の 90 か月のみを特例納付したとは考え難く、申立期間の保険料を申立人が納付したことを確認した上で残りを納付したと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から39年3月まで

私の父はB職で恩給をもらっていたことから、年金が大事であることはよく知っていた。

国民年金制度が発足することを知り、昭和36年4月ごろに私自身がA市役所で加入手続をし、その場で年金手帳をもらった。

当時、私はB業務に従事しており、加入後は市役所で保険料を自分の収入で納付していたが、昭和40年3月に結婚する前に一度さかのぼって保険料を納付し、油紙のような領収書をもって年金手帳に貼っていたことを覚えている。

年金裁定の手続時に社会保険事務所で、約1年の未納があることを聞いたが、その分はさかのぼって納付した保険料の領収書を持っていた記憶があったことから、未納は無いと思っていた。保険料の金額は1,200円ぐらいで区役所の窓口で納付したと思う。

未納は無いと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間のうち、申立期間を除く345か月分の保険料を納付しており、納付意識の高さが認められる。

また、申立人がさかのぼって納付したとする時期(昭和40年3月以前)は、申立期間について過年度納付が可能な期間に当たっている。

さらに、申立期間の前後は納付済みとなっており、申立人の居所及び生活環境に大きな変化は認められない。これらの点を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑みると、申立期間については、過年度納付がなされていたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から50年3月まで
② 昭和51年4月から同年6月まで
③ 平成9年5月から10年3月まで

夫が会社を退職した昭和45年12月ごろに、A市役所で夫婦二人の加入手続をし、申立期間①の保険料を初回は市役所の窓口で納め、以降は申立期間②を含め納付書により3か月ごとに銀行で夫婦二人分を納めた。

申立期間③については申請したこともない申請免除とされているが、保険料を納付書で銀行にて納めてきた。

3つの申立期間とも保険料を間違いなく納めているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号が昭和50年12月に夫婦連番で払い出されていることが同払出簿及び前後の加入者の資格取得時期から確認できる。この場合、この同年12月時点では、申立期間の一部は時効により、既に保険料が納付できない期間となっているほか、45年12月ごろに加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、夫婦二人分を一緒に納付したとする申立人の夫の納付記録をみると、この期間を含む72か月(厚生年金保険と重複した20か月は還付済。)の保険料を特例及び過年度の組合わせにより遡^{そきゅう}及納付していることが社会保険庁の特例台帳から確認できる。この点については、加入手続時点で既に41歳に達していた申立人の夫は、手続年度以降60歳に達するまでの間、納付を継続して

も 231 か月の納付期間しか確保できず、受給権確保の観点からなされたものと推定できる。一方、夫より 10 歳ほど若い申立人はその必要は無かったほか、一貫して申立人の保険料納付を行ってきた申立人の夫も何年もさかのぼって納めたことはないと陳述している。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、別読みによる氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

次に、申立期間②について、申立人及びその夫の納付記録をみると、申立期間前後は 3 か月ごとに現年度納付し、申立期間については督促を受けて夫は過年度納付していることが申立人の夫の特殊台帳の記録から確認できることから、申立人についても同様に過年度納付は可能であった。

また、昭和 50 年 4 月から平成元年 3 月までの期間のうち、申立期間②を除く期間については、申立人及びその夫は前納及び重複納付を含めて、同様の納付形態となっている。

これらの点を踏まえると、申立期間②については、督促を受けた申立人の夫と一緒に過年度納付がなされていた可能性は否定できない。

次に、申立期間③についてみると、この期間に係る免除申請は平成 9 年 6 月 30 日付けで受理され、同年 9 月 25 日に承認処理されていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できるとともに、市の被保険者名簿及び社会保険庁の双方の記録は申請免除期間として符合しており、一連の記録に不自然さはうかがえない。なお、この期間は夫の厚生年金保険資格の喪失直後に当たっている。

また、市においては、既に納付書の OCR 化、収納情報の電算処理導入後に当たっており、行政側がこの間、納付記録の管理過誤に気付かず、事務処理の誤りを継続する蓋然性^{がいぜんせい}は低い。

加えて、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶が定かでないほか、申立期間①及び③の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月及び同年3月

私は、昭和54年4月に、夫の会社の都合で、A市の社宅からB市の社宅に住民票を移動したが、子供達の学校のこともあり、家族はB市に居住することなく、A市から直接、私の実家であるC市に移り住み両親と一緒に生活していた。その約2年後に、住民票をC市に異動したが、その間、夫が、定期的にB市の社宅へ郵便物等を取りに行っていたので、私の納付書があれば、銀行で納付してくれていたはずである。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年2月に国民年金に任意加入して以降、60歳期間満了までの約35年間、申立期間の2か月を除き、保険料を完納している。

また、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和54年4月20日にA市からB市の社宅に住所変更し、56年1月22日にC市に住所変更していることが確認できることから、その間、B市は、申立人に係る現年度保険料の納付書を申立人のB市の社宅に送付していたものと考えられ、定期的にB市の社宅へ郵便物等を取りに行っていたとする申立人の夫が、当該納付書を取得し、保険料を納付することは可能であったものと考えられる。

さらに、申立期間直前の1年間について、当初、社会保険庁の納付記録では未納期間とされていたが、平成20年2月20日に、申立人の所持する領収証書に基づき納付済期間に記録訂正されていることなどを踏まえると、申立期間についても納付されていたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月及び49年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月
② 昭和49年4月から同年6月まで

私が昭和45年1月に会社を退職後、母が私の国民年金の加入手続を行い、51年9月に再就職するまで、母が保険料を納付してくれていた。

母は既に高齢のため、当時の納付状況等について詳細は不明であるが、昭和49年1月から同年3月までの市役所の領収証書が2枚もあることに疑問を感じている。

上記期間がそれぞれ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の合計4か月を除き、国民年金被保険者期間の保険料をすべて納付し、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親も国民年金制度が発足した昭和36年4月以降、60歳期間満了までの国民年金被保険者期間の保険料を完納し、厚生年金保険との切替手続も適切に行っていることから、申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

そこでまず、申立期間①について、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立人が会社を退職した昭和45年1月25日に国民年金の強制加入被保険者の資格を取得し、社会保険庁の記録とも一致しているが、その検認記録欄には、本来であれば保険料を納付すべき申立期間①を含めて、それ以前の期間に斜線を引いた上で「不要」と記載されており、申立期間①直後の同年2月以降に検認印が確認できることから、当時の市役所担当者の不適切な事務処理に基づき保険料の検認が行われたことが分かる。

一方、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間①は未納期間とされ、未納であ

れば、通常、社会保険事務所において催告が行われるものとするのが自然であり、申立人の母親の納付意識の高さを踏まえると、申立期間①については、過年度納付書により保険料を納付していたものとみるのが相当である。

また、申立人は、申立期間②直前の昭和49年1月から同年3月までの期間の手書き領収証書を2枚も所持しており、それぞれに同年1月7日付け及び同年2月26日付けの市役所窓口の領収印が確認できることから、当該期間の保険料が2回にわたり市役所で現年度納付されたことは明らかである。

しかしながら、申立人の特殊台帳及び社会保険庁の過誤納記録をみても、当該期間の保険料が重複して納付されたこと及びそれが還付された記載が確認できないことから、当時、市役所内において、重複して納付された当該期間の現年度保険料を、何らかの方法により申立期間②に期間変更したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から62年3月まで

申立期間が免除とされているが、当時は、私が夫婦二人分の保険料を近くの郵便局又は銀行で納付していた。また、そのころは、昔の免除期間の追納と一緒に現年度の保険料も納付していたので、いつ、どの期間の保険料をいくら納付したのか覚えていないが、夫が納付済みとなっているのに、私だけ納付したこととされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和45年度以降、60歳期間満了まで、申立期間の免除期間及び第3号被保険者期間を除き、保険料をすべて納付するとともに65歳まで高齢任意加入しており、申立人の夫については、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降、厚生年金保険に加入するまでの国民年金被保険者期間において、保険料を完納していることから、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和58年1月から同年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の未納保険料をそれぞれ過年度納付するとともに、免除期間であった申立人の49年10月から51年3月までの期間及び申立人の夫の50年4月から52年3月までの期間について、59年から61年までの間に保険料を追納していることから、申立期間前における未納等の解消努力もうかがえる。

さらに、申立期間は9か月と短期間である上、前後の期間は現年度により納付されており、申立期間については、申立人の夫は納付済みであることなどを踏まえると、申立人のみが免除期間とされているのは不自然であり、保険料を納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から同年12月まで

私は、A県B市で地区の集金人に勧められ、昭和44年7月に国民年金に任意加入した。加入後は、私が集金人に保険料を納付してきたが、夫の転勤で52年3月にC市へ転出して以降は、夫が、夫の勤務する金融機関で私の保険料を納付してくれるようになった。

その後、昭和54年1月に夫が転勤で再びB市に戻った時も、直ちに申立期間の保険料を夫が転勤先の銀行で納付してくれたのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年7月に国民年金に任意加入して以降、60歳期間満了まで、申立期間の3か月を除き、保険料をすべて納付し、第3号被保険者との切替手続も適切に行っている。

また、申立人の保険料は、当初、申立人が集金人に納付してきたが、申立人の夫の転勤で昭和52年3月にA県B市からC市へ転出して以降は、申立人の夫が、自身の勤務する金融機関で納付してくれるようになったと申し立てしているところ、C市へ転出した当時の前後の期間を通じて、現年度により納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和54年1月にB市に再転入した時も、同様に申立人の夫が転勤先の金融機関で保険料を納付してくれたとしているが、申立人に係る同町の被保険者名簿を見ると、同年1月11日に住所変更手続を行っていることが確認でき、戸籍の附票と一致する上、申立期間を含む昭和53年度の検認記録欄に「本年度分各納期内検認済」のゴム印が確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から49年3月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで

私は、どのようにして国民年金に加入したのかよく覚えていないが、20歳になったら国民年金を掛けようと思っていたところ、女性の集金人が来て保険料を納付するようになった。また、いつのころからか保険料が銀行振込になり、近くの銀行で納付してきた。

収入は少なかったが、私は20歳から満額納付してきたと思っているのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金の加入については覚えていないが、20歳のころに集金人が来て保険料を納付するようになったと申し立てているところ、申立人に係る国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和49年2月ごろに行われたものと推定され、この時点において、申立期間①のうち、48年3月以前の保険料は、時効により納付することができない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の納付記録をみると、加入手続が行われたとみられる昭和49年2月後の同年4月から保険料の納付が開始されているが、申立人は当時、収入が少なかったため、過去の保険料をさかのぼって納付するほど経済的な余裕は無かったと陳述していることから、申立期間①のうち、加入時点において現年度納付が可能であった48年4月から49年3月までの保険料を、申立人がさ

かのぼって納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立てどおり、申立期間①の保険料を遅滞なく集金人に納付するためには、A市において別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、B社会保険事務所に出向いて手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

申立期間②について、申立人は、申立期間①直後の昭和 49 年 4 月以降 60 歳期間満了までの 33 年間、申立期間②を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立期間②は 3 か月と短期間である上、その前後は納付済みであることなどを踏まえると、申立人が申立期間②の保険料のみを納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの期間及び平成5年7月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、昭和60年4月から同年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和39年4月から48年3月まで
③ 昭和55年4月から56年3月まで
④ 昭和59年4月から62年3月まで
⑤ 平成5年7月から9年9月まで

私は、A市に在住していた昭和36年4月ごろに、町内会の人が集金人として自宅に来て、国民年金の加入を勧められたので、私が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。後日、同じ集金人に、夫婦二人分の昭和36年度1年分の保険料をまとめて納付し領収証書を受け取った。その後しばらくして、集金人が国民年金手帳を持参し、その領収証書と引き換えに、国民年金手帳の同年度の右側のページを切り取って持ち帰ったのを覚えている。

昭和39年度から41年度までの夫婦二人分の保険料は、1年ごとに私がA市役所の窓口でまとめて納付してきたが、国民年金手帳の39年度及び40年度の欄に領収印が押されていないことについて、同市役所の窓口で尋ねたところ、「右側のページ(切り取られずに残っている印紙検認台紙。)の上段に、記号番号と名前が書いてあるからそれが領収のしるしです。」と言われ、また、41年度については、「手帳が終りなので、年金手帳の発行日が記載されているページの右側のページに領収印を押したので大丈夫です。」と言われたのを覚えている。

昭和42年に長女を出産する前後の期間は、私が体調を崩していたため、同年4月以降の保険料は、母に納付してもらっていた時期もあったが、その

後の保険料の納付については、余りよく覚えていない。

昭和 46 年 5 月に、私は B 市に転居した。B 市役所で転入手続を行った際に、保険料をまとめて納付し、以後は 1 年から 2 年ごとに同市役所に出向いて保険料を納付してきた。

昭和 56 年ごろ、C 市 D 区に転居した後、時期は定かでないが、D 区役所に出向いた際、窓口で B 市役所に連絡を取ってもらい、同区役所の窓口で保険料をまとめて納付した記憶がある。

昭和 57 年ごろには F 店を始めたが、2 年後に G 店を開店した。開店当初から景気がよく、60 年 12 月に C 市 E 区にマンションを購入したこともあり、当時はお金に困っておらず、免除申請を行った記憶も無いことから、保険料を納付していたはずである。

また、平成 5 年ごろから、領収証書及び帳簿を税理士に提出して、確定申告を依頼してきたところ、国民年金保険料の控除額が記載された平成 5 年から 8 年までの確定申告書（控）があったので、このころについても、保険料を納付していると思う。

上記期間がそれぞれ未納及び免除とされているのは納付できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する申立人及びその元夫に係る国民年金手帳の内容を根拠として、昭和 36 年度及び 39 年度から 41 年度までの保険料については、納付していると主張しているが、当時の A 市における国民年金保険料の徴収方法は、印紙による手帳検認方式であり、保険料を納付した場合、市役所窓口の担当者又は市の集金人が、その都度、国民年金手帳の右側にある印紙検認台紙に印紙を貼付するとともに、左側の印紙検認記録欄に納付日の入った検認印を押すものとされ、また、当該年度の保険料が現年度保険料の納付期限を超えているものについては、印紙によって納付することができないため、保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に、市役所窓口の担当者又は市の集金人が右側の印紙検認台紙に割り印の上、これを切り取るものとされている。

そこで、申立人が所持する申立人及びその元夫に係る国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、ともに、昭和 36 年度、39 年度及び 40 年度には印紙により現年度納付していたことを示す検認印が無い上、次の 41 年度に相当するページについては、年度表示も無く空白となっているが、納付記録のある 37 年度及び 38 年度については、各月ごとに納付日の入った検認印が確認できる。

また、申立人及びその元夫の国民年金手帳は、昭和 37 年 10 月 15 日に発行されている上、昭和 37 年度の印紙検認記録欄には、すべて昭和 37 年 12 月 20 日付けの検認印が確認できることから、申立人は、このころに申立人及びその元夫に係る国民年金の加入手続を行ったものと推定され、この時点において集金人に納付が可能であった同年 4 月から 38 年 3 月までの 1 年分の保険料をま

とめて納付したことが分かる。したがって、当時、印紙により納付することができなかった昭和36年度の印紙検認台紙については、加入手続の際に、白紙のまま割り印の上、切り取られたものと考えられる。

さらに、申立人は、同年金手帳の昭和39年度及び40年度の印紙検認台紙が切り取られずに残っており、その上段に、申立人の手帳記号番号及び氏名等が記載されていることをもって保険料の納付の根拠とし、41年度については、同年金手帳の発行日が記載されたページの右側のページにある保険料前納記録欄及び前納保険料還付記録欄に、かすかに見られる検認印の印影をもって、それが保険料の納付の根拠であると主張しているが、印紙検認台紙上段の手帳記号番号及び氏名等は、年金手帳発行当初に、当該手帳の有効期間すべての年度について記載されるものであると考えられるほか、現年度保険料の納付の証として、当該年度の印紙検認記録欄以外の欄に検認印を押すことは、当時における保険料徴収業務の実態からみて考え難い上、申立人が納付の根拠とする検認印の印影は、ほかの場所に押された検認印のインクが付着したとみられる程度に希薄であり、ほとんど内容も判別できないことから、これが何らかの意思を有して押印されたもので無いことは明らかである。

なお、昭和39年度以降の印紙検認台紙が切り取られずに残っているのは、これ以降、長期間にわたり、申立人が市役所の窓口又は集金人に対し、当該年金手帳を提示していなかったことによるものとみるのが自然である。

以上のことから、申立期間①及び②のうち、昭和39年4月から42年3月までの保険料については、申立人が主張するように、申立人が所持する国民年金手帳の内容を根拠として、納付していたものと推認することは困難であると考えられる。

また、申立期間②のうち、昭和42年4月以降、申立人がB市に転居するまでの期間の保険料について、申立人は、申立人の母親に納付してもらっていた時期もあったが、その後の保険料の納付については、余りよく覚えていないとして、申立人の記憶が曖昧である上、申立人の母親も既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況等は不明であり、納付していたとする期間を特定することもできない。

さらに、申立期間②のうち、申立人がB市において納付していたとする昭和46年5月以降の期間について、申立人の所持する領収証書を見ると、50年12月10日に、この時点において、時効にかからず納付が可能であった申立期間②直後の48年4月から50年3月までの保険料を同市において過年度納付していることが確認できる上、申立人に係る同市の被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳を見ると、同年4月から保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人は、このころから同市において保険料の納付を再開したものとみるのが自然であり、納付を再開した時点において、48年3月以前である申立期間①及び②の保険料は、制度上、さかのぼって納付することができな

かったものと考えられる。

加えて、申立期間②は9年に及び、このような長期間にわたり、しかもA市及びB市を通じて、納付記録が連続して欠落することは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付するためには、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

一方、申立人は、B市において昭和48年4月から50年3月までの保険料を過年度納付した同年12月当時、38歳であり、既に納付済期間とされていた37年4月から39年3月までの2年間を含めても、60歳期間満了まで、申立人の年金受給資格期間である25年を確保できない状況にあったことから、2年間さかのぼって当該過年度納付が行われたものと考えられる。したがって、この時点において、申立人は、同市役所の担当者から、これらの事情について説明を受け、申立人に係る当時の納付状況については、認識していたものとみるのが自然であり、これ以降60歳期間満了までの申立人に係る納付記録を見ると、申立期間③の12か月、及び申立期間④のうち、60年4月から同年12月までの9か月並びに申立期間⑤のうち、平成5年7月から6年3月までの9か月を除き、未納が無いことから、このころから年金受給資格期間の確保に向け、申立人の国民年金制度に対する関心が高まっていたものと考えられる。

そこでまず、申立期間③について、申立人は、C市D区役所の窓口でB市役所と連絡を取ってもらい、保険料をまとめて納付した記憶があると申し立てているところ、申立人に係るB市の被保険者名簿を見ると、C市D区へ昭和57年9月3日に転出した旨の記載が確認でき、この時点において、申立期間③の保険料は、時効にかかわらず納付が可能であった過年度保険料であることから、D区役所が、B市役所に申立人の納付記録を照会し、未納であった申立期間③の保険料に係る過年度納付書を発行した可能性も否定できない上、その前後の期間は、納付済みであることなどを踏まえると、申立人が、申立期間③の保険料を当該納付書により納付したのと考えても不自然ではない。

次に、申立期間④について、申立人は、免除申請した記憶が無いことから、保険料を納付していたはずであると申し立てているが、申立人に係る社会保険庁の特殊台帳及び免除記録をみると、申立期間④は、昭和60年4月から同年12月までの期間を除き、免除期間となっており、一部の期間については具体的な申請日及び処理年月日が記載されている上、保険料を納付していたにもかかわらず、数年間にわたり納付記録が欠落し、それが連続して免除と記録されることは考え難い一方、免除期間の途中に、同年4月から同年12月までの未

納期間が存在するのも不自然であることから、未納とされている当該期間についても、前後の期間と同様に免除されていたものとみるのが相当である。

また、申立期間⑤について、申立人は、納付したという明確な記憶は無いと陳述しながらも、平成5年から8年までの確定申告書（控）に国民年金保険料の控除額が記載されているので納付していると思うと申し立てているが、申立人に係る当時のC市E区の被保険者名簿を見ると、5年10月19日に申立人に対し年金相談のお知らせを送付したこと、及び6年11月29日に申立人が来庁し、過年度保険料について分割納付の依頼があったこと、平成6年度の免除申請書が提出されたこと、高齢任意加入について説明を行ったことが具体的かつ詳細に記述されている上、同年度から9年度まで、それぞれ年度ごとに免除申請の受付番号とみられる数字が確認でき、免除期間について社会保険庁の記録と一致していることから、これらの記述については、^{しんびょうせい}信憑性が高いものと考えられる。したがって、申立人は、同区の被保険者名簿に記述されているように、申立期間⑤のうち、当時、未納であった平成5年7月から6年3月までの保険料については、分割して過年度納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの期間及び平成5年7月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、昭和60年4月から同年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

大阪国民年金 事案 3301

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から37年3月まで
国民年金の加入については、昭和36年ごろ、母親が国民年金制度発足に伴い、制度説明に来た町内会の役員に勧められて手続をした。
申立期間の保険料については、母親が、自宅に来た集金人に納付していたと思うので、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みであり、当時保険料納付を担っていたとする申立人の母及び申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年4月28日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

さらに、申立期間は11か月と短期間である上、申立期間及びその直後の期間における申立人家族の生活状況に特段の変化は認められず、納付意識の高かった申立人の母が申立期間の保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和25年4月3日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年10月1日から25年4月3日まで

私は、昭和24年3月にA社に入社し、25年7月に退社するまで継続して勤務し、その間、一貫してB業務に従事していた。

社会保険庁の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、昭和24年10月1日から25年4月3日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。申立期間当時も同じ建物でB業務に従事しており、職場及び仕事の内容が変わったことはない。

申立期間について、厚生年金保険加入記録が無いことに納得できないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の旧氏名(C)による厚生年金保険被保険者台帳の記録から、申立人が、昭和24年3月1日から同年10月1日までA社において被保険者であったこと、及び同年10月1日に同社における被保険者資格をいったん喪失した後、25年4月3日に名称は異なるが、事業主が同じで、同社と事実上同一の事業所と思われるD社において被保険者資格を再取得し、同年7月9日に再び資格を喪失していることが確認できる。

申立人は、上記被保険者台帳において厚生年金保険に未加入とされている申立期間中も継続してA社に勤務していたと申し立てしているところ、社会保険庁の記録によると、同社は、申立人の同社における被保険者資格喪失日と同一日の昭和24年10月1日に認定廃止されていることが認められる。しかし、同社については、i) 社会保険事務所が保管する事業所台帳によると、25年5月13日まで被保険者資格取得届を受理していること(以降は記録が残っていない。)、また、同事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿によ

ると、最後の被保険者資格取得日は同年9月20日、最後の被保険者資格喪失日は26年5月1日であることが確認できること、ii) 社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において25年3月1日から同年7月1日まで被保険者であったことが確認できる同僚から、「昭和25年春から同年7月までA社でE職として勤務していた。」旨の陳述が得られたこと、iii) F会によると、A社が同会を脱会したのは26年2月であることの事情から、申立期間中も事業を継続していたことがうかがえる。

また、申立人については、i) 社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、同社における申立人の被保険者資格喪失日は、当初昭和25年1月1日とされていたが、その後、申立人と同じ日に被保険者資格を喪失している同僚35人とともに、資格喪失日が同社の認定廃止日である24年10月1日に遡及^{そきゅう}して訂正されていることが認められること、ii) 厚生年金保険被保険者資格喪失日が遡及訂正されている同僚のうち、その後、申立人と同様25年4月3日にD社において被保険者資格を取得している複数の同僚から、「申立期間中も申立人と同じ建物内で一緒に勤務していた。」旨の陳述が得られたことから、申立期間中も同社に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、上記複数の同僚はいずれも申立人と同じG部門に属していたが、「申立期間中も仕事の内容及び就業場所は以前と全く変わっておらず、給与の額もそれまでと変わったという記憶は無い。」旨の陳述が得られた。

なお、申立人は、厚生年金保険法上の適用事業所がA社からD社に移行していることは知らなかった旨陳述しているところ、同社の厚生年金保険適用日は社会保険庁にも記録が見当たらないが、最初の被保険者資格の取得日が昭和25年4月3日となっており、申立人及び事業主を含む43人が新規に被保険者資格を取得していることから、同日が新規適用日であり、申立人は、申立期間中はA社に勤務していたと考えるのが相当である。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人について、昭和24年10月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、25年4月3日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和24年9月の社会保険事務所の記録から、3,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったのは、上記のとおり昭和24年10月1日であり、申立期間は適用事業所としての記録が無いが、社会保険事務所が保管する同社に係る事業所台帳によると、申立期間において5人以上の被保険者が常時在籍していたことが確認できることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 21 日から 42 年 12 月 31 日まで
② 昭和 43 年 1 月 9 日から 44 年 1 月 11 日まで

社会保険庁の記録によれば、A社及びB社における厚生年金保険加入期間について、昭和 45 年 4 月 16 日に脱退手当金を受給したになっている。

B社を昭和 44 年 1 月に退職したのは出産のためで、45 年 4 月ごろは子育てで忙しく、年金のことは全く頭に無かったので、手続を行ったことも受給した記憶も無い。

脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 3 か月後の昭和 45 年 4 月 16 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が申立期間を含む 4 回の被保険者期間のうち、申立期間以前の 2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和33年7月1日に訂正し、標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月21日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社C支社から同社本社へ異動した時期であり、当該期間も同社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の退職金明細書等から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和33年7月1日に同社C支社から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年3月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和33年4月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年6月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったもの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（41万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社（現在は、B社。）C支社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、前月までの41万円から26万円に減額されていた。給与を減額された記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人は、昭和57年7月1日に標準報酬月額の随時改定を受け、申立期間の標準報酬月額は、前月の41万円から26万円に下げられている。また、D基金提出の受給権者基礎データ照会表において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、26万円と記録されており、社会保険事務所の記録と一致している。

しかし、D基金は、平成15年に老齢厚生年金の給付の代行部分の支給事務を政府に返上（以下、「代行返上」という。）する際に、同基金では41万円と記録されていた申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、社会保険事務所の記録である26万円に合わせて記録訂正を行ったとしている。社会保険事務所の記録と厚生年金基金の記録に相違があった場合には、代行返上^{じせき}が認められないことから、記録の一致を図るべきところ、同基金は、基金の記録が正しいことを示す疎明資料が無かったため、代行返上するには、社会保険事務所の記録に合わせるほかなく、やむを得ない対応であったとしている。

また、D基金提出の代行返上前の記録である加入員台帳は、昭和57年7月1日に申立人に係る標準報酬月額の随時改定を行った事蹟^{じせき}は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、41万円と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、D基金の代行返上前の記録である41万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年7月16日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和33年2月7日から同年3月24日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を33年3月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月16日から同年8月1日まで
② 昭和33年2月7日から同年3月24日まで

私は、昭和26年7月16日から57年10月30日まで、A社に正社員として継続して勤務していた。

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会を行ったところ、申立期間①については、A社に昭和26年7月16日に入社したにもかかわらず、資格取得日が同年8月1日とされていた。

また、申立期間②については、A社C支店から同社D支店へ異動した時期と重なる期間の記録が無いとの回答をもらった。

A社提出の在職証明書のとおり、申立期間①及び②の期間においても同社に勤務しており、当然に保険料も控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社提出の在職証明書等から、申立人は、申立期間①を含む昭和26年7月16日から57年10月30日まで継続して同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間①について、A社B支店で昭和26年7月1日から28年4月1日までの期間に入社した者の資格取得日を調査したところ、申立人以外の者はすべて入社日に資格を取得していることが確認でき、また、A社は、すべての正社員を入社日から厚生年金保険に加入させていたとしている。

さらに、A社は、当時の厚生年金保険料は翌月控除であり、申立人の昭和26年7月の保険料は翌月の8月20日に支給した給与から控除したと回答している。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和26年8月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと回答しているものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②についても、上記資料から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和33年2月7日付けで同社C支店から同社D支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人と同じ昭和33年2月7日付けで、A社E支店から同社D支店に異動している同僚の厚生年金保険の加入記録をみると、同社D支店が厚生年金保険の適用事業所となった33年3月24日付けで資格の取得及び喪失手続が行われ、加入記録に空白期間は生じていないことから、申立人についても同社D支店が適用事業所となるまでの期間は、引き続き同社C支店で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和33年1月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、保険料を納付したと回答しているものの、A社保管の稟議書^{りんぎしょ}には、申立人が昭和33年2月7日に同社D支店E職に任命された記録があり、また、この発令日は社会保険事務所知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年12月5日から7年1月5日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を6年12月5日に訂正し、同年12月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月23日から同年9月16日まで
② 昭和43年9月16日から44年4月30日まで
③ 平成6年12月5日から7年1月5日まで

申立期間①及び②については、厚生年金保険の記録が昭和43年6月26日から同年9月16日までの3か月が重複しているが、同時に二つの事業所に勤務したことはない。

申立期間①の期間は、B社で勤務し、その後に、C社に入社したことから、同社での資格取得日は昭和43年9月16日であるはずであるが、社会保険庁の記録上の資格取得日は同年6月26日と、B社での在職時期と重複した日となっている。

そこで、申立期間①はB社で勤務し、C社での在職期間は、申立期間②の期間であることを認めてほしい。

また、A社には、平成6年12月5日から7年3月20日まで勤務していたが、厚生年金保険の加入期間は7年1月5日から同年3月20日までの2か月となっている。私が保存している当時の給与明細書によると、在職期間中は、毎月、給与から保険料が源泉控除されているので、申立期間③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人提出の給与明細書及びA社提出の給与台帳並びに申立人に係るタイムカードにより、申立人が申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年

金保険料控除額及び申立人のA社における平成7年1月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から資格の取得及び喪失事務手続の委託を受けている社会保険労務士は、事務的過誤があった可能性を示唆しているものの、これを明らかとする関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと認められる。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和43年2月23日、資格喪失日は同年9月16日と記録されており、同社での雇用保険の記録（昭和43年2月23日に資格を取得、同年9月15日に離職。）と一致していることから、当時、同社は、申立期間①については、これらの記録どおりの資格の取得及び喪失届を行ったものとするのが相当である。

申立期間②については、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、資格取得日は同年6月26日、資格喪失日は44年1月31日と記録されており、申立人主張のとおり、約3か月間がB社における被保険者期間と重複した記録となっている。

しかしながら、社会保険庁保管の当時の厚生年金保険記号番号払出簿をみると、申立人はC社において新たな記号番号を取得しており、同払出簿によると、その記号番号の払出日は昭和43年7月20日で、資格取得日は昭和43年6月26日と記録されていることが確認できることから、当時、同社は、申立期間②について、記録どおりの日付（昭和43年6月26日付け。）で資格取得届を提出したと考えるのが相当である。

そこで、申立期間①及び②に係る両社並びにこれら両社における同僚に照会したものの、その当時、申立人が在職していたとの陳述は得られたものの、申立人の入社日及び退社日等の勤務実態についての具体的な陳述は得られず、当時の事情は明らかとはならなかった。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間②のうち、昭和44年1月31日から同年3月21日までの期間において申立人は、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる上、同年3月21日にB社で被保険者資格を再取得しており、このことは雇用保険の記録とも一致している。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索をしても、申立人主張の昭和44年4月30日までの期間において、申立人に該当するほかの記録は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録について訂正することを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和29年7月1日）及び資格取得日（昭和30年4月1日）、資格喪失日（昭和30年12月1日）及び資格取得日（昭和31年3月15日）、資格喪失日（昭和31年9月25日）及び資格取得日（昭和31年10月1日）をそれぞれ取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和29年7月から30年3月までは4,000円、30年12月から31年2月までの期間及び同年9月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月1日から30年4月1日まで
② 昭和30年12月1日から31年3月15日まで
③ 昭和31年9月25日から同年10月1日まで

私は、昭和29年4月1日にA社に入社してから、平成9年6月末日に退社するまで途切れることなくB社のグループ会社で勤務し、厚生年金保険料も給与から毎月控除されていたのに、申立期間が空白期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和29年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年7月1日に資格を喪失後、30年4月1日に資格を再取得しており、また、同年12月1日に資格を再喪失後、31年3月15日に資格を再取得し、さらに、同年9月25日に資格を再喪失後、同年10月1日に資格を再取得しており、申立期間①、②及び③の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が当時の同僚であったと申し立てている複数の同僚から、申

立人は当該申立期間もA社で勤務していたとの証言が得られたこと、及びB社発行の在職証明書並びに退職手当金支給明細表などから判断すると、申立人は申立期間①、②及び③を含め継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期にA社に入社し、正社員として同質の業務に従事していた同僚からは、「私と申立人は同時期に正社員として入社し、同じ職種（C職及びD職。）に従事していた。申立人は、入社後ずっと同社で退職まで継続して勤務していた。なぜ申立人の記録が欠落しているのか不思議である。何らかの過誤があったとしか考えられない。」との陳述が得られたほか、申立人とほぼ同年齢で1年後に同社に入社し、同質の業務に従事していたほかの同僚からも、「申立人は、申立期間①、②及び③の期間を含め、途中で退職することなく、ずっと継続して勤務していた。私の記録はずっと続いているのに、申立人の記録だけが欠落している理由が見当たらない。記録が欠落しているのは、事務過誤以外には考えられない。」との陳述が得られた。

さらに、B社からは、「当時、社会保険の取得及び喪失手続は事業所単位で行っており、現在は資料も無いため証明することは困難であるが、申立人は昭和29年4月1日に入社以降、途中で退職等しておらず、会社としては、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと考えられる。」との回答があった。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から4,000円とし、申立期間②及び③の標準報酬月額については、申立人の同社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行したとしているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年7月から30年3月までの期間、同年12月から31年2月までの期間及び同年9月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成12年10月から13年5月までの期間については41万円、同年6月については36万円、同年7月については38万円、同年8月及び同年9月については41万円、同年10月及び同年11月については38万円、同年12月については41万円、14年1月については30万円、同年2月については32万円、同年3月については41万円、同年4月については34万円、同年5月及び同年6月については41万円、同年7月については34万円、同年8月及び同年9月については41万円、同年10月については34万円、同年11月及び同年12月については38万円、15年1月については32万円、同年2月については34万円、同年3月については41万円、同年4月については36万円、同年5月については41万円、同年6月及び同年7月については38万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成12年10月から15年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から15年8月1日まで
社会保険庁の記録では、A社での平成12年10月から15年7月に係る標準報酬月額が20万円となっているが、当時の給与明細書では41万円の等級の保険料が源泉徴収されている。標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社における給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(41万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬

月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成12年10月から13年5月までの期間については41万円、同年6月については36万円、同年7月については38万円、同年8月及び同年9月については41万円、同年10月及び同年11月については38万円、同年12月については41万円、14年1月については30万円、同年2月については32万円、同年3月については41万円、同年4月については34万円、同年5月及び同年6月については41万円、同年7月については34万円、同年8月及び同年9月については41万円、同年10月については34万円、同年11月及び同年12月については38万円、15年1月については32万円、同年2月については34万円、同年3月については41万円、同年4月については36万円、同年5月については41万円、同年6月及び同年7月については38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成12年10月から15年7月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和25年9月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月19日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和23年10月に入社して、46年8月に退職するまで継続して勤務した。申立期間は、同社C支店から同社B支店へ異動した時期である。

申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の職歴証明書、雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和25年9月19日にA社C支店から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和25年10月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得日届の記載に誤りがあったことを認めており、事業主が昭和25年10月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和53年10月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月11日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。

A社には、昭和31年から平成9年まで継続して勤務した。申立期間は、同社C支店から同社B支店に異動した時期である。

申立期間についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の入社25年表彰状、雇用保険の記録及び同社人事部から提出された職歴証明書から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和53年10月11日にA社C支店から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和53年11月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日を昭和49年1月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月26日から同年2月1日まで

私は、昭和37年4月2日にA社に入社し、平成4年8月31日で同社を退職するまで継続してフル勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く、納得がいかない。49年1月26日付けで同社本店から同社B支店に転勤した際、同社又は社会保険庁のどちらかが、資格喪失日もしくは資格取得日を記誤りしたと考えられるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された職歴証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和49年1月26日に同社本店から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和49年2月の社会保険事務所の記録から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行したとしているが、それを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 1 日から 46 年 2 月 22 日まで

私は、厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社に勤務していたとする昭和 42 年 7 月 1 日から 46 年 2 月 22 日までの 43 か月については、脱退手当金を受けているため年金額の計算に算入されない旨の回答を得た。

私は、昭和 40 年 1 月 15 日から 46 年 2 月 22 日まではD店でA社の社員として継続して勤務しており、42 年 7 月にB社に社名変更されたことは知らなかった。

私は、脱退手当金の請求を行った記憶は無く、また、このように一部期間のみを請求することはあり得ない。

脱退手当金は受け取っていないことを確信しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間について脱退手当金の受給申請手続きをした記憶が無いことから、脱退手当金は受給していないとしている。

そこで、社会保険庁の記録をみると、申立人はA社を退職した昭和 46 年 2 月から 3 か月後の同年 5 月にC社に再就職し、厚生年金保険被保険者資格を再取得していることを踏まえると、A社退職時に脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間よりも前の 2 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これらを失念するとは考え難い上、2 回の未請求期間と申立期間である被保険者期間が同一の被保険者番号で管理されているにもかかわらず、申立期間のみが支給されることは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

社会保険事務所のA社に係る被保険者記録では、申立人は、申立期間の平成16年3月31日から同年4月1日までの期間は、被保険者となっているものの、厚生年金保険法第75条の規定により、申立期間については、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を平成16年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には平成16年3月31日まで勤務しており、同社は資格喪失日を誤って届け出たと認めているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書及び勤務時間表並びに雇用保険の記録から、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年7月1日に、事業主が16年当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、昭和38年3月1日から同年6月1日までの期間に係る資格喪失日は同年6月1日であると認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和38年3月から同年5月までの標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月14日から37年1月9日まで
② 昭和38年3月1日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、経営者が同じであったA社及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答があった。

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、それぞれ勤務していたのは間違い無いので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もB社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和38年3月1日に資格を喪失した者は申立人を含めて30人おり、いずれも健康保険証が同年9月27日に返納されたことが記載されている。

さらに、当該被保険者名簿において、上記30人のうち申立人を含めた29人については、昭和38年3月1日の資格喪失日以降の同年10月の標準報酬月額の定時決定の記録があることから、申立人の資格の喪失に係る手続きがさかのぼって行われたものと判断されるが、社会保険事務所においてこのようにさかのぼって資格の喪失を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和38年3月1日に資格

を喪失した旨の処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、上記同僚の陳述及び勤務状況等に係る申立人の申立内容から判断すると、同年6月1日であると認められる。

また、昭和38年3月から同年5月までの標準報酬月額については、上記被保険者名簿における定時決定の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①についても、同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は昭和36年12月14日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、一方、同社の後継事業所であるB社が適用事業所となったのは37年1月9日であることから、申立期間①は両社とも適用事業所ではない。

また、A社及びB社の被保険者名簿を見ると、申立人同様に昭和36年12月14日にA社で資格を喪失した40人の従業員のうち、申立人を含む28人がB社において、同社の新規適用日である37年1月9日に資格を取得しているが、そのうちの1人で当時の事業主の子であった同僚は、「当時は会社の業績が悪かったので、厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していなかった可能性があるが、その場合、従業員の給与から保険料を控除することはしていなかったと思う。」と陳述している。

さらに、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間①における保険料控除等を確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日は昭和20年2月1日、資格喪失日は同年8月29日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日を当該日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から20年8月まで

私は、昭和19年10月から20年8月まで、C市D区のA社でE業務に従事し、厚生年金保険に加入していた。しかし、社会保険事務所には、同社での加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の陳述から判断して、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

また、B社が保管する労働者年金保険被保険者資格取得届において、申立人の資格取得年月日は、昭和20年2月1日と記載されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、名簿に登載されている被保険者690人中301人が、昭和20年8月29日に資格を喪失していること、申立人及び前述の同僚が同年6月の空襲で工場が焼失したと陳述していること及び当該同僚も同年8月29日に資格を喪失していることから、申立人の資格喪失日も同日であったと推認される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人について、昭和20年2月1日に被保険者資格を取得し、同年8月29日に被保険者資格を喪失した旨の届出を、社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、事業主が保管する昭和20年2月の資格取得届の控えの記録から、40円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和19年10月から20年1月までの期間については、申立人が記憶している同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、B社が保管する上記資格取得届において、申立人の資格取得年月日は、昭和20年2月1日と記載されていることから、当該期間については、厚生年金保険加入手続きが行われていなかったものと推認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を昭和30年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額が1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年5月13日から同年8月1日まで

社会保険事務所に夫の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間についての記録が無いとの回答をもらった。

私の夫は、昭和28年9月から平成2年9月まで、A社に勤務しており、申立期間は、C支店立ち上げのために、本店からC支店へ転勤した時期である。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び退職金計算の稟議書^{りんぎしょ}の記録並びに社会保険事務所の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和30年5月13日にA社本店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和30年8月1日であることから、同社C支店が適用事業所となるまでの期間は、引き続き同社本店で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和30年4月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和39年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和39年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の趣旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和39年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会をしたところ、A組合で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、当該組合には、昭和39年4月1日から同年6月30日まで勤務していた。在籍証明書及び人事記録の写しを提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合の人事記録及び総務担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間①及び②においても同組合に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間①及び②については、人事記録により、在籍が確認できるが、総務担当者は、「在籍していた期間については、厚生年金保険料を給与から控除していた。」と陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人のA組合における昭和39年5月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①について、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

なお、申立期間②について、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和39年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和23年12月1日であること、また、資格喪失日は25年7月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年12月から24年4月までは600円、同年5月から25年6月までは2,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月1日から25年7月1日まで

私は、申立期間においてB市のA社に正社員として勤務し、C業務に従事していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある同僚の陳述及び申立期間当時の同僚と一緒に写した写真から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、上記同僚は、「申立人は私より1年ほど遅れて同社に入社し、C業務の重要な仕事をしていたので、厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。」と陳述している。

一方、社会保険事務所が保管する上記名簿は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和22年11月1日に同日付けで資格を取得した6人の記載があるのみで、その後の資格の取得及び喪失並びに標準報酬月額の改定の記録が無いほか、適用事業所でなくなった日も確認できない。

さらに、社会保険庁のA社に係るオンライン記録において、上記同僚のうち、資格喪失日が確認できる2人については、当該資格喪失日に係る記録に対応する健康保険厚生年金保険被保険者名簿が社会保険事務所において保存されて

いない上、ほかの同僚は、「当該事業所では臨時職員及びアルバイトはおらず、すべて正社員であった。適用事業所となった後にも少なくとも 10 人以上の入退社があった。」として、これらの者の具体的な名前を挙げているが、当該事業所におけるこれらの者に対する社会保険庁の記録が無い。

このことについて、D 社会保険事務局は、「当該事業所に関して、新規適用当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿しか残されていない理由は不明。」と回答している。

これらのことから、申立内容及び上記同僚の陳述内容は具体性があり信憑性しんぴょうせいが高い一方、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は書換え前のもので、書換え後のものが消失していると考えるのが相当であり、社会保険事務所の記録管理に不備があったと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 23 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25 年 7 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、昭和 23 年 12 月 1 日から 24 年 4 月 30 日までは 600 円、同年 5 月 1 日から 25 年 7 月 1 日までは 2,500 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和29年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月1日から同年9月2日まで

私は、昭和20年7月29日にA社に入社し、平成18年12月に退職するまで、継続して勤務していた。しかし、昭和29年8月1日から同年9月2日の期間が厚生年金保険の未加入期間とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の労働者名簿及び雇用保険の被保険者記録並びに同僚の陳述等から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和29年8月1日に同社B支店から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年9月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付したかは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（名称変更後は、A社B支店。）における資格喪失日に係る記録を昭和37年2月7日に、A社（本社）における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月31日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和36年4月1日に入社し、申立期間も含め継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の職員名簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和37年2月7日にA社B営業所から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における昭和37年5月の社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和44年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和44年3月31日にA社に入社した。

しかし、社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和44年4月1日となっている。私が所持している厚生年金保険被保険者証には、「初めて資格を取得した年月日」は、同年3月31日と記載されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

管轄社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日は昭和44年4月1日と記録されているところ、管轄社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の被保険者資格取得日は同年3月31日と記録されている。

また、申立人が所持するA社での厚生年金保険被保険者台帳記号番号に係る厚生年金保険被保険者証に記載された資格取得日は、当該払出簿の記録どおりの昭和44年3月31日となっている。

さらに、当該払出簿を見ると、A社での被保険者資格取得日が昭和44年3月31日となっている同僚が47人確認できるところ、これら47人全員について、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録における被保険者資格取得日は同年3月31日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において事務的過誤があったことは明らかであり、申立人が主張する昭和44年3月31日に被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA社における厚生年金保険被保険者名簿の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月24日から同年9月1日まで

私は、A社に勤務していた昭和36年7月から同年8月ごろにかけて、同社の事務室内において、系列会社であるB社の設立準備業務に従事した後、A社からB社に転籍し、40年11月20日まで同社に勤務した。

社会保険庁の記録では、昭和36年7月24日から同年9月1日までが厚生年金保険の未加入期間となっているが、A社から同社系列会社のB社に転籍しただけであり、同社の設立準備期間中の給与は、A社から受け取り、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

管轄社会保険事務所が保管するA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認できる複数の同僚及びA社の労務管理担当役員の証言等から判断すると、申立人が、申立期間を含めて継続して両社に勤務し（昭和36年7月24日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和36年9月1日であることから、同社が適用事業所となるまでの期間は、引き続き給与が支払われていたA社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年6月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 1 日から 41 年 12 月 26 日まで
社会保険庁の記録では、A社で勤務していた期間の脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金の制度のことは知らなかったし、請求手続きをしておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和42年7月21日に支給決定されているが、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に同社での被保険者資格を喪失し、脱退手当金を受給している2人の支給決定日も、被保険者資格喪失日の約7か月から8か月後であることを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去すべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前の5回の被保険者期間については計算の基礎とされず、未請求となっており、申立人が申立期間を含む6回の被保険者期間のうち、申立期間前の5回の被保険者期間をすべて失念するとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は法定支給額と180円相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和24年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月15日から同年7月1日まで

社会保険庁の記録をみると、B社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時、勤務していた会社の名前が変更された記憶があるが、同じ会社で継続して勤務していたのに記録に空白期間があるのはおかしい。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が同一事業所に継続して勤務し（昭和24年6月15日にB社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和24年7月の社会保険事務所の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人の雇用保険の記録におけるA社の資格取得日が社会保険事務所の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和24年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料並びに平成 14 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 16 年 8 月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 6 月から同年 9 月まで
② 平成 14 年 10 月から同年 12 月まで
③ 平成 16 年 8 月

私は、昭和 47 年 6 月に退職後、A 市役所で国民健康保険と国民年金に同時に加入した。

加入後、私の国民年金保険料は、妻に納付を任せており、申立期間①を含めて夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていた。

それなのに、申立期間①の保険料が未納と記録されており納得できない。

また、平成 14 年 10 月から同年 12 月までの期間（申立期間②）及び 16 年 8 月（申立期間③）について、それぞれ同時に納付したほかの月の付加保険料は納付済みとなっているのに、申立期間②及び③の付加保険料のみが未納と記録されており納得できない。

第3 委員会判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 47 年 6 月に A 市役所において国民健康保険と同時に国民年金に加入し、申立期間①を含む申立人の国民年金保険料を申立人の妻が納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 5 月に A 市で交付されたことが申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿で確認でき、申立人の陳述と符合しない。

また、申立人に係る、上述の A 市の被保険者名簿及び特殊台帳を見ると、申立人は、昭和 50 年 5 月に申立期間①直後の 47 年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料を特例納付により、48 年 1 月から 50 年 3 月までの期間の保険料を

過年度納付により、それぞれ納付していることが確認できるところ、申立期間①の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間①を含む 49 年 12 月までの保険料は未納である。

さらに、申立人は申立期間①の保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を担っていたとする妻もこれらの特例納付及び過年度納付についての記憶は定かではなく、当時の納付状況等の詳細は不明である。

加えて、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

次に、申立期間②及び③の付加保険料について、申立人は、それぞれ同時に納付したほかの月と同様に付加保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立期間③について、社会保険事務局に保管されている申立期間③に係る申立人の領収済通知書（平成 16 年 10 月 25 日領収。）を見ると、申立期間③の付加保険料の納付期限後の平成 16 年 10 月 20 日に発行され、納付金額も定額保険料の金額（1 万 3,300 円）と記載されていることが確認できる。一方、同日に納付された申立期間③直後の同年 9 月、同年 10 月及び同年 11 月の領収済通知書の発行日は、申立期間③の領収済通知書と同一日であるものの、納付期限前の発行のため納付金額は付加保険料を含めた金額（1 万 3,700 円）と記載されていることが確認できる。

また、申立期間②についても、当時、既に領収済通知書の被保険者情報及び納付金額などについては、光学式文字読取機による処理が行われており、定額保険料については納付済みとされていることから、申立期間③と同様に、納付期限が経過したことにより、定額保険料のみの納付書が発行され、申立人も、これに従い、保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を、申立期間②及び③の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から44年3月までの期間及び45年4月から49年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月から44年3月まで
② 昭和45年4月から49年2月まで

私は、A社会保険事務所から「あなたは今のままでは老齢年金を受けられません。」と題する通知書を受け取り、そこに記載された過去の未納であった13万8,200円の国民年金保険料をまとめてさかのぼって社会保険事務所で納付した。その時、受け取った通知は今も所持している。

保険料を納付した時、社会保険事務所の担当職員から、「これで保険料は、すべて完納になりました。」と言われた。

私は、この納付により過去の未納であった保険料をすべて納付したと思っていたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納と記録されており納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第3回特例納付時に社会保険事務所において、同所から受領した通知書に記載されていた申立期間①及び②を含めた過去の未納期間のすべての保険料を特例納付したと申し立てている。

しかし、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立人は、第3回特例納付期間中の昭和55年2月に、36年8月から39年5月までの保険料を特例納付により、51年2月及び同年3月の保険料を過年度納付により、それぞれ納付していることが確認でき、この納付期間は申立人が所持する通知書の「今回納めねばならない期間・金額」という欄に記載している期間及び保険料額と一致している。

また、申立人が所持する当該通知書は、第3回特例納付期間当時に社会保険事務所から、老齢年金の受給資格を満たしていない被保険者に対して特例納付

の勸奨のために送られたものであり、当時、申立人は、それ以降の保険料を60歳に到達するまですべて納付しても受給資格を得るのに必要な300か月の納付期間に36か月の納付が不足しており、最低限その期間の保険料を納付することが必要であることが記載されており、申立期間①及び②の期間の保険料については記載されていない。

さらに、申立人は、この通知書に記載されている保険料を納付したとしているところ、それ以外に保険料を特例納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間①及び②について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3304

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から40年3月まで

私は、20歳になったころ、ラジオ及び新聞で国民年金制度のことを知りA市役所で国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料納付は、私又は当時同居していた母が、同市役所から定期的に送られてくる納付書に現金を添えて同市役所で納付した。

これまで、保険料を完納してきたと信じていたので、申立期間について、保険料が納付されていないと記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったころに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、申立人又はその母がA市役所で納付書を使用して納付していたと申立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年1月ごろに払い出されており、この手帳記号番号を使用して申立期間の保険料は現年度納付することができず、一部の期間は、制度上、時効により納付することができない。

また、A市では申立期間当時、納付書による現年度保険料の収納は行っていなかったとしており、申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人又はその母が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

私は、A市役所に夫婦で行った昭和37年4月に、国民年金の加入手続きを行った。その際は、夫が書類を記載した。その後は、自宅に集金人が、3か月に一度来ていたので、当時家計を担当していた義母が、家族の分の保険料と一緒に納付しており、同席した記憶もある。私の額は、月額100円ぐらいの金額であったと思う。時期は定かではないが、結婚後に夫から、私の国民年金保険料を義母が支払っていると聞いたこともある。私の国民年金手帳記号番号は、申立期間よりずいぶん後の47年に、義理の弟の嫁と連番で払い出されているそうだが、私は37年に手続きをしており、義理の弟の嫁と一緒に手続きをしに行った覚えがない。申立期間が未納とされているのはどうしても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月に、国民年金加入手続きを行い、以後同居していた家族の保険料と一緒に義母が集金人に保険料納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、昭和42年7月26日であることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない。また、手帳記号番号払出時点において、申立期間の保険料は時効により制度上納付することができない。

また、申立期間に続く昭和40年4月から42年3月までの期間の保険料は、過年度納付していることが確認でき、37年4月から集金人に保険料納付していたとする陳述とは符合しない。

さらに、A市役所の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳の記録

をみても、不自然な記載はなく、申立期間は未納の記録となっており、昭和37年から申立人が国民年金に関する手続及び保険料の納付をした形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人は、義母が集金人に国民年金保険料を納付した際に同席した記憶があるものの、申立期間の保険料納付の全般は義母に任せており、その義母から直接申立人の保険料納付に関する話を聞いたことがなく、義母も既に死亡しているため、保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から46年3月まで

私は、昭和40年2月に会社を退職した際、厚生年金保険手帳を手渡され、市役所に行って手続するように説明された。どんな手続か尋ねたところ、その手帳を持って行けば分かると言われA市の支所に行った。自宅とそのころ自営していた店は近くて、どちらもA市にあったが、集金人は店に集金に来ていた。その後、結婚を契機にA市からB市に転出したが、転出してからの納付の記録しかなく、A市で納付した申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年2月に会社を退職した際に、厚生年金保険の被保険者証をA市役所に持参して国民年金の加入手続をし、その後自営する同市内の店舗で集金人に保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の資格記録をみると、国民年金手帳記号番号は昭和46年11月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿から確認できる。この払出し時点では、申立期間のうち、40年2月から43年12月までの期間の保険料は時効の成立により、制度上、納付できない。

また、昭和44年1月から46年3月までの期間の保険料は過年度納付が必要であるが、市では集金人による過年度納付を取り扱っておらず、保険料を集金人に納付したとする陳述とは符合しない。

さらに、申立人の昭和31年4月から40年1月までの厚生年金保険資格記録は、平成13年3月に記録が統合されたものであり、この時点まで、社会保険庁では、申立人がこの期間に厚生年金保険に加入していたことを把握しておらず、申立人が昭和40年2月に会社を退職したころ厚生年金保険手帳を持って

行き、手続をしたとする陳述とは符合しない。

加えて、申立人は、昭和45年12月にA市からB市に転居しており、申立期間のうち、転居後の同年12月から46年3月までの期間はB市で納付する必要があるが、仮にA市から継続して納付していたのであれば、転居した約1年後の同年11月にB市で手帳記号番号の払出しがなされているのは不自然である。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対してA市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から55年3月まで

将来のため、国民年金をかけておかなければならないと思い、覚えやすい日付から国民年金に加入した。加入手続についてはっきりとは覚えていないが、年金手帳は手続時に交付されたのではなく、後日、同時に加入手続をした夫と私の分を一緒に送付されてきた。昭和54年5月から夫と二人分の保険料を納付しており、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年5月に国民年金に加入し、以後、第3号被保険者となった平成6年7月の前月まで、継続して夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の夫の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、申立人の夫は昭和53年12月1日に手帳記号番号の払出しを受けている。一方、申立人の手帳記号番号が払い出されているのは55年6月3日であることが手帳記号番号払出簿より確認でき、また、前後の任意加入者の国民年金加入手続日から申立人の国民年金加入手続日は同年4月23日であると推定できることから、申立人とその夫とは加入手続日が異なることが分かり、同時に加入手続をしたとする陳述と符合しない。

また、手続時点において申立期間の保険料は現年度納付が可能であるものの、その場合は昭和54年5月から55年3月までの保険料をさかのぼって納付しなければならないが、申立人にはさかのぼって納付した記憶がなく、申立期間の保険料を毎月、銀行で納付していたと陳述しており、符合しない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含め、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所

で手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで

昭和63年に結婚を契機に国民年金に加入した。加入時にA社会保険事務所に調べてもらったところ、厚生年金保険加入期間が130か月で、加入後ずっと国民年金保険料を納付したとしても25年の年金受給資格期間を満たすには2年足りず、このままでは60歳から年金がもらえないとアドバイスされたので、2年分の保険料をさかのぼって一括納付した。実際に納付した妻は、一括納付した金額は17万円から18万円ぐらいだったと記憶している。申立期間の保険料が納付済みであると認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年に結婚を契機に国民年金に加入し、加入時に2年分の保険料をさかのぼって一括して納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入状況を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されているのは、前後の番号の者の納付記録及び第3号被保険者手続日より平成2年7月ごろであると推定でき、手続時点において申立期間の保険料は時効が成立しており、制度上納付できない。

また、申立人の保険料は、昭和63年4月以降の保険料が納付済みの記録となっているが、加入手続日が平成2年7月ごろと推定されることから、昭和63年4月から平成2年3月までの保険料は、加入手続時に過年度納付されたものと考えられる。当該期間の保険料を一括納付した場合、保険料額は18万8,400円となり、申立人の妻が記憶している一括納付の金額ともおおむね一致することから、この際の過年度納付を申立期間の保険料納付と錯誤していることも否定できない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み

方による氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から53年12月まで
私の保険料は、結婚してからは妻が納付していた。納付してくれていた同時期の妻の保険料は納付済みになっており、自分だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年6月に結婚し、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和40年5月に手帳記号番号がA市で払い出されていることが、B社会保険事務所の手帳記号番号払出簿から確認できる。また、56年6月に別の手帳記号番号がC市で払い出されていることがE社会保険事務所の手帳記号番号払出簿から確認できる。

最初にA市で払い出された手帳記号番号について、同市の被保険者名簿を見ると、昭和46年4月から同年6月までの保険料を同年6月26日に納付した後、申立期間は未納となっており、同年7月5日に転出した旨の記載が確認できることから、A市では申立期間の保険料は納付できなかったと考えられる。

また、申立人は、昭和46年7月5日の時点では、D市に居住しており、A市からD市への国民年金の移管が行われたと考えられるところ、申立人のD市の被保険者名簿の納付記録には、A市での納付状況しか記載されていない。

さらに、申立人は、昭和46年11月にD市からC市へ転居しているところ、申立人のD市の被保険者名簿には転出の記録が無く、48年以降に更新された申立人の特殊台帳の住所がA市と記載され、住所変更履歴欄には、D市での住所のみが記載されている上、「不在被保険者」との記載が見られることから、

46年11月のC市への転居についての国民年金の手続が行われず、これによって、社会保険庁においても申立人の所在が把握できていなかったものと考えられる。

これらのことから、申立期間当時、申立人が居住していたD市及びC市では、申立人に対し保険料納付書が発行されず、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が転入したC市では、昭和56年6月に払い出された別の手帳記号番号の被保険者名簿しかなく、この手帳記号番号の払出時点では、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

一方、申立人の妻の特殊台帳及びD市の被保険者名簿には、申立期間が始まる昭和46年7月に強制加入から任意加入への種別変更が行われている。このことは、妻は、申立人が厚生年金保険に加入したものとし、妻自身は配偶者であることから任意加入に変更し、自身の保険料のみを納付したと考えるのが自然である。

また、申立人の妻には、申立人の国民年金手帳を申立人の母から受け取った記憶が無い上、保険料納付に関しての記憶が明確でなく、申立期間当時納付した保険料が申立人を含めた二人分の保険料であったことをうかがわせる具体的な陳述を得ることはできなかった。

そのほか、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索及び払出簿の調査によってもその形跡は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和16年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和43年6月から49年12月まで
申立期間の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を納付していたのに、社会保険事務所では、妻だけに当該期間の納付記録があることに納得できない。申立期間について、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付したと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和36年12月にA市で、申立人に対し、手帳記号番号が払い出されているものの、厚生年金保険加入のため39年6月に資格を喪失以降、A市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳を見ても、当該手帳記号番号を使用して国民年金保険料が納付された事実は見当たらない。

また、申立人は、A市で昭和52年7月に新たに別の手帳記号番号の払出しを受けて、制度上納付が可能な50年1月までさかのぼって過年度納付を行っている。

さらに、前述払出簿の内容を確認し氏名別読みによる検索を行ったが、申立人に対して前述の二つの手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の保険料納付に関与しておらず、当該保険料を納付したとされる申立人の妻は、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、このほかに、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から同年12月まで

夫が嘱託終了前に、私の国民年金の保険料納付状況をA市役所へ電話で問い合わせたところ、3年分の未納が判明したため、2年分を納付することにした。保険料は、1か月13,500円だったと思うが、納付書により夫が銀行で納付した。年金支給手続き時に、申立期間が未納になっていることが分かり、すぐA社会保険事務所に証拠書類（領収書を含む。）を揃えて照会したが、回答は「確認できず。」であり、返されたのは年金手帳のみであった。領収書は、多分、社会保険事務所で紛失したと思われるが、間違いなく納めているので申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が嘱託職員を辞める少し前に、昭和40年代に3年間の未納期間が有ることが分かったので、高齢任意加入した上で2年分の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金資格記録について、社会保険庁のオンライン記録をみると、60歳到達により資格を喪失した後、平成8年4月に高齢任意加入し、翌9年3月までの保険料を納付後、資格を喪失していることが確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、任意加入はさかのぼっての加入ができないため、制度上、申立期間の保険料を納付するためには平成7年1月中に任意加入の手続きを行うとともに、8年1月中に喪失手続きを行う必要がある。この場合、申立人は、7年12月まで納付した後、直後3か月の未加入期間を挟んで、再度、任意加入したことになり不自然さは否めない。

さらに、申立人は、任意加入手続を行った時期について、申立人の夫が市の嘱託職員を辞める少し前であったと陳述しているところ、その夫は平成9年3月まで嘱託職員として勤務していたとのことであり、申立期間の初月である7年1月とは2年以上の開きがみられるなど、申立人の加入手続時期をめぐる記憶は必ずしも定かではない。

加えて、未統合記録の有無について確認するため、旧姓を含めて氏名検索を行ったがその存在は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から55年9月まで

私は、昭和52年に結婚した後、妻が私の国民年金の未納を知り、特例納付が可能であったので妻にA区役所にて加入してもらい、それまでに未納になっていた数年分をまとめて手元にあった現金で納付し、その後も継続して納めてもらったので申立期間が未納とされているのは納付できない。その時のまとめて支払った金額は数十万ぐらいであったと思う。領収書も現在は残っていない。加入した時期も第一子が生まれる54年6月より前にした記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年6月以前に、特例納付により申立期間の保険料を区役所に一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期をみると、昭和57年11月であることが手帳記号番号払出簿から確認できる。一方、この手帳記号番号の払出時点以降に、特例納付の制度は存在せず、同制度を活用して申立期間の保険料を納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間の保険料は時効により、既に納付できない期間になっている。

さらに、申立人の納付記録について、特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和55年10月から56年1月までを過年度納付していることが確認でき、申立人がこの納付と錯誤している可能性も否定できない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別

の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の特例納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から58年3月まで

私は、夫婦二人で国民年金に加入し、会社勤めも経て保険料を納めてきましたが、昭和58年に離婚及び再婚した時期は住所移転も行い、国民年金の納付ができなかったため未納になっていたところ、同年4月ごろに水道料金の集金人であったAという名の男性職員に未納だから納付した方がいいと言われ、B市役所の窓口で過年度納付をするために再婚した妻が私の代わりに行きました。その時、役所内の金融機関が時間外で閉まっていたのでちょうどA職員が国民年金課にいたため明日銀行に納めておくから保険料を預かりますと同席していた国民年金課の女性職員と共に言われ、保険料をA職員に渡して女性職員に領収証として国庫金納付書に納付金額を書いてもらい、その日は帰りました。その後、この度のねんきん特別便で確認した際、初めて未納とされていることを知ったが、確かに納付したので納付できない。保険料額は納付書に記載のとおり現金62,640円であり、国民年金係の窓口にて職員に直接渡しました。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年4月ごろに、申立期間に係る過年度保険料を市の窓口で国庫金納付書と引き替えに納めたと申し立てている。

そこで、申立人が所持する当該納付書を見ると、金額は正しく記載されているものの、金融機関及び社会保険庁の控えを含め残存しているほか、領収書片に領収印は無く、保険料の納付に使用された形跡は見られない。

また、市では、国庫金納付書を市の窓口で作成し、それを領収証とする取り扱いは行っていなかったとしており、申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人は、市の水道料金の集金人から申立期間に係る未納保険料の

督促を受けたと陳述しているところ、市では所管が異なる集金人が国民年金の納付状況を把握し、督促業務を行うことはないとしており、この点においても申立人の陳述とは符合しない。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる氏名検索を行うとともに、申立期間当時の居住地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在をうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から38年8月までの期間、同年9月から40年3月までの期間及び同年4月から47年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から38年8月まで
② 昭和38年9月から40年3月まで
③ 昭和40年4月から47年6月まで

町内会役員で地区の集金係をしていた家主に勧められ、昭和37年8月ごろにC市で加入手続をし、集金係の人に3か月ごとに保険料を納めた。38年9月からは引越先のD市及びE市の市役所の窓口で保険料を継続して納め、40年4月からは納付書により銀行振込してきた。当時の保険料は150円から200円ぐらいだったような記憶がある。

当時の年金手帳は、昭和47年8月にB市役所で新しいものを交付された時に渡してしまったため、残っていない。

間違いなく納付してきたのに、納付記録が無いということに納得できず、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の加入手続時期について、国民年金手帳記号番号払出簿の記録をみると、昭和47年8月にD市において現在の基礎年金番号に当たる手帳記号番号(以下「手番A」という。)が払い出されていることが確認できる。また、その際、同年7月28日付け任意加入として資格を取得していることがB市の被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録から確認できる。この場合、申立期間はすべて未加入期間となるため、制度上、手番Aにより国民年金保険料を納付することはできない。

そこで、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、同払出簿の縦覧調査を行ったところ、申立人には手番Aとは別の手帳記号番号(以下「手

番B」という。)が昭和37年11月にC市において払い出された形跡が確認できるものの、同時に払出簿には「職権消除」の押印が見られ、取消しに準じた処理がなされたものと推定できる。この点については、手番Bが社会保険庁のオンライン記録上、欠番となっている状況と整合しており、いったん払い出されたものの、納付がないまま何らかの事情により取消されたものと考えられ、すべての申立期間について、手番Bによる保険料納付もなされなかったものと推定できる。

また、申立期間③についてみると、D市で納付書による納付方式に変わったのは昭和54年4月からであり、40年4月から納付書により銀行で納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

このほか、申立期間①、②及び③の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年12月から42年3月まで
昭和39年に結婚してA市に転居した後、義父が国民年金加入手続を行った。国民年金保険料については、義父が自宅に来た集金人に納付しており、免除申請を行った記憶も無く、申立期間が未納と申請免除の扱いとされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年12月から42年3月までの国民年金保険料を義父が納付しており、免除申請を行った記憶も無いと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、手帳記号番号払出簿から、昭和40年7月20日に払い出されていることが確認できる。この時点において、申立期間のうち、39年12月から40年3月までの保険料は、集金人は取り扱うことができない過年度保険料であり、申立人の義父が保険料を集金人に納付したとする陳述とは符合しない。

また、申立人の夫の納付状況をみると、市の被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳ともに、申立人と同様に、申立期間に相当する昭和39年12月から41年3月までは納付記録が無く、また、同年4月から42年3月までの保険料は申請免除となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金加入手続及び納付には直接関与しておらず、実際に加入手続及び保険料を納付していたとする義父は既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含む氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3316

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年1月まで

平成2年*月に60歳になり、国民年金保険料の納付終了の案内が自宅に届いたが、年金額が年間40万円ぐらいにしかないと知り、それから1か月も経たないうちに、区役所で任意加入手続を行った。

申立期間当時の家賃は、月額5万8,000円で、せめて年金で家賃ぐらいは支払えるようにと思い、65歳まで保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料の納付事実が無いことは納得できない。

60歳からの保険料月額が1万円もしなかったことと、まとめて保険料を納付すれば、少し安くなると聞き、10万円あれば1年分の保険料が納付できると思ったことを鮮明に覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳になった平成2年*月ごろに国民年金高齢任意加入手続を行ったと申し立てている。

しかし、社会保険事務所で保存されている申立人の国民年金資格取得申出書（高齢任意用）を見ると、当該申出書は平成3年2月20日に受け付けられており、この受付時点において、申立期間は国民年金任意未加入期間となるため、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、社会保険事務所では、通常、申出人が国民年金資格取得申出書（高齢任意用）を提出して任意加入した場合、その後本人が喪失手続を行わない限り、重複して2回も申し出を受け付けることは無いと回答しており、調査しても平成3年2月20日付けで受け付けられた当該申出書以外の申出書の存在も確認できなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳

記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は、任意加入手続後、平成2年6月ごろに1年分の国民年金保険料を前納割引により一括納付したと申し立てているが、制度上、1年分の前納割引を受けるためには4月末までに納付する必要がある、年度途中の6月からでは1年分の前納割引は受けられない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から同年 9 月までの期間、55 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 58 年 3 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 58 年 3 月から 59 年 3 月まで

私は夫がサラリーマンであったので、国民年金には加入しなくてもよかったが、将来の為を思って国民年金に任意加入し、保険料を納付し続けてきた。

申立期間①、②及び③はそれぞれ会社を辞めた間の期間であり、きちんと国民年金への切替手続きを行い、途切れることなく保険料を納付してきたはずである。

申立期間①、②及び③の保険料は、本庁又は支所か定かではないが、私が A 市役所に毎月出向き、窓口で現金で納付し、領収書を受領した。

領収書は最近まですべて保存していたが、社会保険事務所へ行った際に、納付記録に間違いないと信じて捨ててしまった。翌日テレビで年金問題が発覚したと聞き、驚いたが領収書は処分した後であった。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、特殊台帳、A 市保存の納付記録及び申立人所持の年金手帳を見ると、いずれの記録においても、申立人の国民年金任意加入被保険者の資格取得日は、申立期間①直後の昭和 53 年 10 月 16 日及び申立期間②直後の 55 年 10 月 18 日とされている一方、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、それぞれ 53 年 7 月 30 日及び 55 年 7 月 30 日となっていることが社会保険事務所のオンライン記録で確認でき、申立期間①及び②は、いずれも国民年金任意未加入期間に当たることから、制度上、国民年金保険料を納

付することはできない。

同様に、申立期間③についても、昭和 58 年 3 月 1 日が厚生年金保険被保険者の資格喪失日で、また、59 年 4 月 25 日が同被保険者の資格取得日となっていることが確認でき、当該期間も国民年金任意未加入期間に当たることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間は 3 回、計 19 か月に及んでおり、これほど複数回にわたって国民年金保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から40年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から40年4月まで

時期は定かではないが、夫が、自身の国民年金に加入したところに、私の分も加入してくれたと思う。

申立期間の保険料については、私が、夫婦二人分を集金人に納付していたはずであり、夫の分は納付済みとなっているのに、私の分のみ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は定かではないが、夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を、自身が集金人に納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、夫の国民年金手帳記号番号は昭和37年10月23日に払い出されている一方、申立人の手帳記号番号は41年6月1日に払い出されており、夫婦二人分の加入手続をしたとする申立内容と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、昭和38年12月以前の期間の国民年金保険料は、制度上納付することができず、39年1月から40年4月までの期間の保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の夫は既に他界

しているため、当時の国民年金の加入状況は不明であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 3319

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで
国民年金への加入は、亡夫が区役所で夫婦二人分の手続をしてくれたはずであるが、詳しい時期までは覚えていない。
申立期間の保険料は、自宅に来る区役所の集金人に、私が夫婦二人分の保険料を一緒に1回につき3か月分ずつ納付した。金額は一人1か月100円に満たない金額で、夫婦二人分で500円までだったと思う。
また、保険料を納付すると、検認印が押された国民年金手帳を受け取ったが、その時の手帳は、もう必要ないと思い処分してしまった。
申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、亡夫が区役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、自宅に来る区役所の集金人に、自身で納付していたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年5月27日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、36年4月から同年12月までの国民年金保険料は制度上納付することができず、また、37年1月から39年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立人の国民年金加入手続を行ったとする申立人の夫の国民年金保険料納付記録をみても、申立期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出さ

れたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の夫は既に他界しているため、当時の国民年金の加入状況は不明であり、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から38年3月まで

国民年金の加入については、いつの時期かはっきりとは覚えていないが、A区の小学校で国民年金加入に係る臨時出張所が設けられた時に、自分自身で出向いて手続をした。

保険料については、勤めていた職場に定期的に来ていた女性の集金人へ、勤務先の奥さんに依頼して納付してもらっていた。

昭和40年ごろ、A区役所で保険料の納付確認に出向いた時に、職員から「台帳に載っているから大丈夫です。」と言われており、保険料の未納期間があるはずはない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年5月15日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、36年5月から同年12月までの国民年金保険料は制度上納付することができず、また、37年1月から38年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、A区保存の被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和39年4月から41年6月までの期間の国民年金保険料を現年度納付している一方、40年8月10日付けで、過年度納付が可能であった期間までさかのぼって、申立期間直後に当たる38年4月から39年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料は未納のままであったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査

及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人から国民年金保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 6 月ごろから 26 年 5 月ごろまで

私は、昭和 25 年 6 月ごろから 26 年 5 月ごろまで、A 市 B 町にあった C 社で D 業務従事者として勤務していた。当時は朝鮮戦争中で、会社は G 国兵士で賑わっていたことを覚えている。また、当時の社長の名前は「E」であった。

社会保険庁の記録によると、C 社における勤務期間が厚生年金保険に未加入とされている。

当該会社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 24 年版 H 商工名鑑によると、A 市 I 町に C 社が所在し、当時の取締役社長の氏名が「J」であることが確認できることから、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

一方、F 業務は K 業等に該当すると判断されるところ、同業種は、厚生年金保険法第 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づく適用対象業種から除外されており、社会保険庁の記録によると、C 社が厚生年金保険適用事業所となった事実は確認できない。なお、現在、法人事業所については、同法第 6 条第 1 項第 2 号の規定（国、地方公共団体又は法人の事業所又は事務所であつて、業種にかかわらず常時従業員を使用するものは、適用事業所とする。）により、加入に際しての業種の規制は除外されているが、当該規定の適用は昭和 61 年 4 月 1 日以降となっている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年ごろ
② 昭和 45 年ごろ
③ 昭和 51 年から 52 年ごろまで

私は、昭和 35 年ごろ、A市B区にあったD（又はC）社の社宅（E市F町）で、G業務従事者として勤務していた。社会保険庁の記録によると、同社に勤務していた期間が厚生年金保険に未加入とされている。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

昭和 44 年 10 月 1 日にH社を退職した後、45 年ごろに同社の人事部長の紹介でI県のJ町にあったK社に就職し、住み込みで、L業務従事者として勤務していた。社会保険庁の記録によると、同社に勤務していた期間が厚生年金保険に未加入とされている。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

昭和 51 年から 52 年ごろまで、M駅前のN社の向かいのビルにあったO社P支店において、完全歩合制のQ業務従事者として勤務していた。社会保険庁の記録によると、同社P支店に勤務した期間が厚生年金保険に未加入とされている。同社P支店に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間③）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、昭和 35 年 9 月現在の住宅地図及び同年の職業別電

話帳において、申立人が事業所の所在地として陳述している場所に「D（又はC）社」の表示は見当たらず、同社が所在していたことを確認するには至らなかった。

また、社会保険庁の記録においても、D（又はC）社が厚生年金保険適用事業所となった事実は確認できない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、病院に行く度、診察料を支払っていた。」旨陳述しているところ、健康保険被保険者の場合、当時の医療費自己負担は初診料のみであった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、R会の保管する資料により、申立人が、K社を紹介してくれたと申し立てているH社人事部長が、申立期間当時同社に在職していたことは確認できるものの、当該人事部長の紹介により、申立人がK社に就職したことを推認できるまでの事情は見当たらない。

また、K社において、申立期間当時勤務していたことが確認できる同僚から、「当時、住み込みでS業務に従事しており、隣接する事務室に女性の事務員が5人ぐらい在籍していたことは覚えているが、申立人の名前は記憶に無い。また、事務員の年齢は最高で35歳ぐらいであった（申立人は当時45歳。）。」旨の陳述を得た。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を覚えておらず、また、当時の給与額及び保険料控除についても記憶にない旨陳述しており、このほかに、申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間③については、O社から提出された人事記録によると、申立人は、昭和51年10月20日に同社に採用され、52年3月31日に退職していることが確認できる。

一方、O社から、「申立人の人事記録を見ると、退職時の社内資格が『T職』であることが確認できる。昭和51年当時の当社の規定によると、厚生年金保険の加入資格は、『T職』の一段階上の『U職』（入社からおおむね6か月以上勤務の者。）以上と定められていることから、当時、申立人については、社会保険の加入手続は行われなかったものと考えられる。」旨の回答を得た（社内資格は、入社後、V職→T職→U職の順で昇格してゆく。）。

また、社会保険事務所の申立人に係る国民年金特殊台帳によると、申立人は申立期間において、国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、申立人は、「国民年金保険料は町内会の役員が3か月に一度集金に来ていた。」旨陳述している。

さらに、X健康保険組合は、「申立人に係る健康保険組合加入記録は無い。」旨回答している。

以上の事情から、申立人は、申立期間当時、〇社に勤務はしていたものの、退職時の社内資格が『T職』のため、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得する前に退職したものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月から 47 年 4 月 1 日まで

私は、大阪万博が終了した昭和 45 年 10 月から 53 年 9 月まで、A社が経営するB店（C市D区）のE所で勤務した。

社会保険庁の記録によると、A社において勤務していた期間のうち、入社した昭和 45 年 10 月から 47 年 4 月 1 日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

当時の給与明細書等は紛失したが、正社員として働いており、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 47 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得していた 40 人について、同年 12 月 1 日に、同年 4 月 1 日から同年 9 月 11 日の間に遡^{そきゅう}及して被保険者資格取得日の訂正が行われていることが確認できる。また、被保険者資格取得日の訂正が行われた 40 人より後に付番された健康保険整理番号の者 40 人は、同年 4 月 1 日付けで被保険者資格を新規に取得していることが確認できる。

申立人については、雇用保険の記録により、申立期間中の昭和 45 年 11 月 16 日にA社において被保険者資格を取得し、53 年 9 月 8 日まで同社に勤務していたことが確認できるところ、上記の遡及訂正対象者のうち、47 年 4 月 1 日の新規資格取得者に含まれており、同社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、被保険者資格取得の届出は、遡及訂正処理日（昭和 47 年 12 月 1 日）と同一日に社会保険事務所で受け付けられていることが確認できる。

また、申立人が、「自分より約半年遅れて入社した。」旨を申し立てている

同僚2人の厚生年金保険被保険者資格の取得日も申立人と同一日（昭和47年4月1日）となっており、上記健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人と一緒に昭和47年12月1日に被保険者資格の取得手続きがとられていることが確認できる。

さらに、昭和47年4月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の雇用保険記録を確認したところ、被保険者資格取得日は、申立人より約4か月半早い45年6月30日であることが認められる。

加えて、昭和47年4月1日にA社において被保険者資格を取得している別の同僚2人から、「自分がA社に入社したのは、昭和46年始めだと思う。」、「私は、昭和42年4月に入社したが、厚生年金保険への加入は5年間も遅れている。」旨の陳述が得られた。

以上の事情から、A社では、昭和47年12月当時多数の厚生年金保険無届出者及び無届期間が含まれる者が存在しており、社会保険事務所の指摘により、被保険者資格取得日の遡及訂正（資格取得日を本来の取得日より遅れて届け出られていた者。）、及び被保険者資格の新規の取得（勤務実態がありながら、被保険者資格の取得手続きが行われていなかった者。）の手続きが行われた。申立人については、同社に入社後2年余りの間、厚生年金保険被保険者資格の取得手続きがとられていなかったことが判明したため、同様な状況にあったほかの同僚とともに、同年12月1日に同年4月1日に遡及して被保険者資格の取得手続きがとられたものと考えられる。

一方、申立期間については、申立人が、A社において勤務していたことは認められるものの厚生年金保険被保険者資格の取得日の遡及訂正の対象となっていないところ、この間の事業主による保険料の給与からの控除については、i)仮に、入社時から保険料を控除されていたのであれば、社会保険事務所が、昭和47年4月1日以前の期間（保険料納付の時効に係る期間を除く。）に遡及して被保険者資格の取得手続きを行うよう指導していると考えられること、ii) 同年12月1日に同年4月1日に遡及して被保険者資格を新規に取得している者が申立人を含め40人確認できるが、これだけ多数の従業員について保険料を控除しながら事業所が被保険者資格の取得手続きを怠っていたことは考え難いこと、iii) 被保険者資格取得日の遡及日が一律に同年4月1日とされているのは、保険料を控除していなかったためと考えるのが自然であるとの事情から、控除されていなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 3 月に中学校を卒業し、同年 4 月から A 社 B 営業所に勤務した。

ねんきん特別便によると、A 社に入社した昭和 30 年 4 月から 31 年 7 月までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間において A 社で勤務していたことは確かであるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 営業所に申立期間当時勤務していた複数の同僚の陳述から、申立人が、申立期間において同社 B 営業所に勤務していたことは認められる。

一方、社会保険庁が保管している A 社 B 営業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同僚で、生年月日から、昭和 27 年から 30 年にかけて中学校を卒業して同社に入社したと思われる 7 人の被保険者資格取得日は、いずれも卒業年の翌年の 7 月から翌々年の 1 月の間となっていることが認められる。また、28 年から 31 年にかけて高校を卒業した後、同社に入社したと思われる同僚 8 人の被保険者資格取得日は、入社年の 6 月から 11 月の間となっていることが認められる。

さらに、申立期間中に 23 歳で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚から、「入社してから健康保険証を受け取るまで 3 か月から 6 か月程度の試用期間があったと思う。」旨の陳述を得た。

加えて、社会保険事務所が保管している A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録が失われたとは考え難い。

以上の事情から、当時、A社では、学歴及び年齢により違いはあるものの、入社後一定期間は試用期間として厚生年金保険に加入させない扱いをしており、申立期間は、当該期間に該当するものと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 26 日から 36 年 4 月 10 日まで
② 昭和 37 年 8 月 13 日から 38 年 2 月 27 日まで
③ 昭和 38 年 3 月 14 日から 40 年 7 月 11 日まで

社会保険庁の記録によれば、A社（申立期間①）、B社及びC社（申立期間②及び③）における厚生年金保険加入期間について、それぞれ脱退手当金支給済みとなっている。

いずれの脱退手当金も請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、いずれも請求した記憶は無く、受給していないとしている。

申立期間①については、社会保険庁の記録によれば、脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 36 年 7 月 24 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金被保険者名簿の申立人の記載されたページを含む前後計 7 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した 45 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め 35 人が受給しており、そのうち 28 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されている上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

次に、申立期間②及び③については、申立期間の最終事業所であるC社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄を見ると、被保険者資格喪失後の昭和

40年7月14日付けで申立人の氏名が「D」から戸籍上の「E」に訂正されていることが確認できるところ、申立人の脱退手当金が同年11月16日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求手続に伴い訂正処理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間後に申立期間の最終事業所であるC社に再入社しているが、厚生年金保険被保険者記号番号は前回勤務時とは別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

さらに、いずれの申立期間とも最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したとしたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、申立期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 8 月 18 日から 32 年 12 月 25 日まで
② 昭和 33 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 2 月 10 日から 41 年 5 月 26 日まで

A社、B社及びC社における厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求も受給もしていないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和41年7月20日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立期間の最終事業所であるC社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、「41.6」と併記されていることが確認できる。申立人の脱退手当金が昭和41年7月20日に支給決定されていることを踏まえると併記された数字は同年6月を意味すると考えられる。また、同名簿に記載されているほかの受給者についても同様の併記が見られ、脱退手当金の支給決定日から約4か月前までの年月を示す数字が確認できる。これらのことを踏まえると、同表示は脱退手当金請求に係る事務処理の際に記載されたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 7 月 1 日から 30 年 9 月 21 日まで
② 昭和 31 年 12 月 1 日から 35 年 12 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 9 月 20 日から 40 年 10 月 3 日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社及びB社に勤務していた期間（申立期間①及び②）とC社に勤務していた期間（申立期間③）について、それぞれ脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

いずれの脱退手当金も請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は請求した記憶は無く、受給していないとしている。

このうち、申立期間①及び②については、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は申立期間の最終事業所であるB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和36年2月21日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和36年1月14日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

また、申立人の脱退手当金が支給決定されたのは通算年金制度創設前であるほか、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立てに係る2回の厚生年金保険被保険者期間は同一の記号番号で管理されているが、申立期間後

は別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

次に、申立期間②については、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金はC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和40年12月24日に支給決定されており、申立人の脱退手当金裁定請求書が同年11月30日に社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

そこで、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、署名及び押印がなされているほか、記載された住所は当時の住所地と一致していることが確認できる上、申立人の脱退手当金は、社会保険事務所の窓口で現金払い（当地払）されており、申立人の署名及び押印がなされた領収書が確認できることから、支払通知書が申立人の住所地へ送付され、同通知書を社会保険事務所に持参して脱退手当金を受給したと考えるのが自然である。

また、C社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後計11ページ（110人）のうち、申立人と同一時期（おおむね3年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した8人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め6人であり、そのうち3人が資格喪失後3か月以内に支給決定されている上、脱退手当金裁定請求書の項目⑥「最後に被保険者として使用された事業所の名称、所在地。」には、同社の名称及び所在地がゴム印で押されていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、いずれの申立期間も脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和29年3月1日から30年3月16日まで
② 昭和30年8月18日から33年3月1日まで
④ 昭和33年7月1日から同年7月26日まで

A社を退職後、B商品の販売代理店を開店した。昭和40年ごろ、店で年金が話題になり、店を手伝ってもらっていた知り合いに「脱退手当金をもらいに行かないかん。」と言ったところ、その知り合いから「奥さんは既にもらっているよ。」と言われたので、手続していないのにおかしいなと思いながらもいったんあきらめた。

数年が経ち、やはり脱退手当金をもらっているという知り合いの言葉が気になったので、社会保険事務所に outgoing、「私は受け取っていないので、請求書の筆跡を見せてほしい。」と頼むと「相当以前のことなので請求書は無く、調べようが無い。」と言われた。

脱退手当金を請求したことは無く、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和33年7月25日に退職したが、脱退手当金は請求も受給もしていないとしている。

そこで、社会保険庁の記録をみると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和34年2月26日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であ

り、申立期間の最終事業所を退職後、昭和 57 年 9 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4305

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成5年4月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額が15万円、同年10月1日から6年7月1日までの期間の標準報酬月額が9万8,000円となっている。当該期間においても前と変わらず53万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録をみると、申立人の53万円であった標準報酬月額は、随時改定によって平成5年4月1日から15万円に（処理日は平成5年5月21日。）、定時決定によって同年10月1日から9万8,000円に（処理日は平成5年9月7日。）、さらに随時改定によって6年7月1日から再び53万円に（処理日は平成6年7月6日。）、それぞれ改定されていることが確認できるが、いずれの処理日にも遡及訂正等不審な点は見当たらない。

また、A社は平成10年に破産しており、元事業主は申立期間当時の資料を保管していないことから、申立期間に、申立人が控除されていた保険料の額を確認することはできない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る滞納処分執行停止協議（決議）点検表等を見ると、同社が平成5年4月から社会保険料を滞納していたことが確認できるが、その時期は、申立人の標準報酬月額が引き下げられた時期と重なる上、申立期間に同社で被保険者記録の有る従業員34人を抽出調査したところ、4年に3人、5年に12人、6年に2人について、それぞれ、1等級ないし3等

級ではあるが標準報酬月額引き下げ改定が行われていることが確認できることから、同社は、申立人についても、標準報酬月額引き下げ改定の届出を社会保険事務所に行ったものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間も、それ以前と同様に、53万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと申し立てているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4306（事案 2454 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月 30 日から 32 年 8 月 1 日まで
② 昭和 35 年 1 月 19 日から 38 年 4 月まで

申立期間①は A 社で、申立期間②は B 社で、それぞれ勤務した。両事業所とも厚生年金保険の適用事業所となっているのに、私の年金記録が無いのは納得できない。

新たな社員旅行等の写真を追加資料として提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A 社では厚生年金保険に未加入の者が在職しており、申立人の保険料控除を示す周辺事情等も見当たらないとして、また、申立期間②に係る申立てについては、申立人は B 社において正社員として在職しておらず、厚生年金保険の加入対象とはなっていなかったことが推認されるとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに申立期間当時の写真を提出したが、当該写真では、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除は確認できず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年12月30日から61年1月7日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社での資格喪失日が昭和60年12月30日であるとの回答があった。雇用保険の記録では同社の離職日が61年1月6日となっているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険上の離職日は、昭和61年1月6日となっている。

しかし、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社は、昭和60年12月30日に社会保険事務所による認定廃止により厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、同日付けで、厚生年金保険被保険者であった3人全員（事業主、総務部長及び申立人。）が資格を喪失している。

また、A社の認定廃止について、社会保険事務局は、「事業所所在地での事業実態の確認（取引先関係）、近隣調査、事業主の動向、関係官庁調査等を踏まえて、個別に総合的に判断したと考える。」と回答しており、申立人も、「会社が解散したので、事務所の移転の作業を終えて、年末の少し前には退職していた。」と陳述していることから、申立期間においては既に事業所の実態が無くなっていったものと推認される。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、事業主は、「当時の記録は残っておらず、詳細は不明である。」としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4308

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月 27 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社での資格取得日が昭和 40 年 3 月 27 日であるとの回答があった。私は 39 年 3 月に中学校を卒業し、同社に集団就職で入社したので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B県教育委員会は、「申立人は、C中学校を昭和 40 年 3 月 14 日に卒業した。」と回答している。

また、申立人と同じ昭和 40 年 3 月 27 日にA社で被保険者資格を取得している同僚は、「申立人と私は、同時期に集団就職でA社に就職した。」と陳述している。

これらのことから、申立人は、昭和 40 年 3 月 14 日に中学校を卒業し、A社に入社して、同年 3 月 27 日に被保険者資格を取得したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年ごろから33年5月まで
② 昭和34年4月から数か月間

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間①については、昭和27年12月にD免許を取り、E免許が取得できる30年12月より前に、F業務従事者の見習としてA社に就職し、B社に就職する直前までF業務従事者として勤務した。

また、申立期間②については、B社退職後、数か月間（1か月又は2か月かもしれない）、C社で勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が記憶している同僚5人の氏名が社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該被保険者名簿を見ると、当該同僚5人のうち3人は、申立期間以前の昭和29年9月30日又は同年10月1日に資格を喪失しており、また残り2人は28年の資格の取得が取り消されていることが確認できることから、申立人が申立期間にA社に勤務していたとは考え難い。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録の有る従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、A社は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

申立期間②については、申立人は、C社での同僚を記憶していないことから、

社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に同事業所で勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したが、回答のあった2人は、「申立人を記憶していない。」としている。

また、C社も、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、C社は「申立期間当時、入社後2か月から3か月間の試用期間があり、その期間は社会保険には加入させていなかった。」としている。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から37年6月15日まで

定年退職後の昭和62年に、厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

事業所は事務的過誤を認めたが、当時の法律では遡及^{そきゅう}して厚生年金保険料を納付することができず、その代わりに補償金を支払ってくれたが、現在では、その補償額では長生きをするほど損をする事態になっている。

厚生年金特例法の施行により、厚生年金保険の加入記録をさかのぼって訂正できることになったので、申立期間においても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の経歴書の記録から、申立人が申立期間にA社C支社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が所持するA社人事部会から申立人へあてた補償金の支払いに関する文書を見ると、事業所が独自に算出した申立人の申立期間に係る厚生年金保険料相当額が補償金から差し引かれていることが確認できる。

また、B社の担当者は、「申立人の申立期間の厚生年金保険料は控除していない。申立人の申立期間当時の厚生年金保険に係る資料等はないが、当該期間の厚生年金保険料を控除していないことから、補償時に申立期間の厚生年金保険料相当額を補償金から控除した。」と陳述している。

さらに、申立人は、事業所からの上記申出に合意し、補償金を受領している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月ごろから 36 年 8 月 1 日まで
② 昭和 44 年 4 月ごろから同年 6 月ごろまで
③ 昭和 44 年 6 月ごろから 45 年 1 月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

私は昭和 35 年 8 月ごろから 36 年 8 月までの期間についても、A社に勤務していた（申立期間①）。

その後、昭和 44 年 4 月ごろから同年 6 月ごろまではB社に（申立期間②）、同年 6 月ごろから 45 年 1 月ごろまではC社（申立期間③）にそれぞれ勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、元従業員の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は平成 20 年に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、元事業主は申立期間当時の資料を保管しておらず、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、昭和 63 年 7 月以降における当該事業所の事業主は、「申立期間当時に、試用期間があったのではないかと思われる。」旨回答している。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある従業員のうち連絡先の判明した 9 人に照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を

うかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、当該被保険者名簿において申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、ほかに不自然な点も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、同社が作成し保管する「厚生年金保険被保険者台帳」に申立人の記録は無いとしており、また、申立期間②において申立人が申立期間③で申し立てているC社に係る雇用保険の加入記録が確認できる。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、社会保険事務所のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に記録が確認できる従業員53人を抽出し、そのうち住所の判明した8人に照会したが、申立人を記憶している者はいない。

申立期間③については、雇用保険の記録及び元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間にC社に勤務していたことが認められる。

しかし、C社は、平成19年に廃業していて、元事業主は申立期間当時の資料を保管しておらず、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、社会保険事務所のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る従業員に照会したところ、複数の者は、自身が記憶する入社日より1年後から4年後に被保険者資格を取得しており、そのうちの1人は、「上司から長く勤務するのであれば、厚生年金保険に加入させると言われた。」と陳述していることから、同社では、従業員の厚生年金保険加入手続を入社後すぐには行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間①、②及び③に係る申立人の厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月ごろから25年8月ごろまで

私は、昭和24年4月ごろから25年8月ごろまでA県B町のC社で正社員としてD社の部品を作っていた。しかし、同事業所での厚生年金保険の加入記録が無く、未加入期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A県B市にあるC社で正社員として勤務していたと申し立てているところ、同事業所は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、C社の代表者、上司及び同僚の連絡先は不明であり、これらの者から、同事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

ところで、申立人が主張する「C社」という名称の事業所を調査したところ、同じ名称の事業所がA県内に3か所確認できた。

このうち、D市に所在していたE社は、平成9年7月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっているほか、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から抽出した同僚からは申立人の在職及び保険料控除については不明であるとして、具体的な陳述を得ることはできなかった。

また、E社に係る厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

さらに、F市及びG市に所在していた同じ名称のH社及びI社については、いずれも申立期間中は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できることから、仮に、申立人が申立期間当時これらの事業所に勤務してい

たとしても、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

なお、B町に所在していた「I社」の事業主名は、申立人が主張する事業所名と類似していることが社会保険庁の記録から確認され、かつ、当該事業所は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことから、当該事業所へ照会を行ったが、同事業所からは申立期間当時の資料は保存されておらず分からないとの回答であり、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿についても調査したが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

一方、申立人は、C社でD社の部品を取り扱っていたと申し立てしているところ、A県G市にJ社という名称の事業所の所在が判明したため、同社にC社との取引関係等について確認したが、J社からは、「申立期間当時の資料は残っておらず不明。」との回答であり、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿についても調査したが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

また、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から20年10月まで

私は、学校長の推薦で昭和19年4月にA社B本社へ入社し、20年10月に退職するまで同社C課で事務の仕事をした。C課には男性は3名、女性は2名の同僚がいた。家が焼けたため資料は何もなく、当時の同僚の連絡先もわからないが、同社で正社員として勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社での在職については、同社から「申立期間当時にC課はあった。」との回答が得られたこと、同社の業務内容等に関する申立人の陳述が具体的であることなどから、期間は特定できないものの、申立人は同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、A社は、当時の資料は無いと回答しているほか、同僚からも申立人についての記憶が無いとして、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等について確認することはできなかった。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和19年6月1日であるところ、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、21年11月19日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している男性社員よりも健康保険証の整理番号が後順位でありながら、19年6月1日付けで遡^{そきゅう}及して資格を取得している女性社員が4名確認できること、同僚から「昭和20年10月に男性社員が復員してきたので、女性社員はいったん全員解雇となったが、各課で2名ずつ選抜されて残ることになった。」との陳述が得られたことなどから、同社が適用事業所となる以前から勤務していた一部の女性社員について遡及して加入させたとも考えられ、申立期間当時、同社は必ずしも女性社員全員を厚生

年金保険に加入させていた訳では無かったことがうかがわれる。

さらに、当該被保険者名簿によると、申立人が女性社員であったとして名前を挙げた同僚の被保険者記録も見当たらない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間における被保険者記録は確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情等も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月25日から23年1月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社。）C工場に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。年金手帳には、同社において資格を喪失した時期が昭和23年1月と記載されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が所持する年金手帳にA社での資格喪失時期が昭和23年1月と記載されていることを理由に、具体的な退職時期は記憶していないものの、申立期間は同社C工場に勤務していたはずであると申し立てている。

しかし、B社は、申立人のA社C工場における勤務実態等については、申立期間当時の資料が残っておらず不明である旨を陳述している。

また、申立人は、A社C工場での同僚を記憶していないことから、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に資格を取得した複数の従業員に、申立人の同社における勤務状況等を照会したところ、申立人が申立期間に勤務していたことを記憶している者はいない。

一方、社会保険事務所では、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳と申立人所持の年金手帳との資格喪失時期が相違していることについて、その経緯は不明であるが、当該年金手帳は、昭和49年11月から使用されているものであり、「厚生年金保険の記録欄」は本人が記載するもので、社会保険事務所が記載することは考え難いとしているほか、同被保険者台帳には、資格喪失事由とともに22年5月25日に申立人が資格を喪失した旨の記載が明確に確認できることから、申立人は同日付けで資格を喪失したものと考えられると回答してい

る。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人は具体的な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月ごろから 40 年 10 月 20 日まで

私は、昭和 34 年秋ごろに A 社へ就職したが、4 年後の 38 年夏ごろに当該事業所を退職して E 県に帰郷した。その年の秋ごろから個人商店の B 社に就職したが、姉が結婚した 39 年 11 月に退職して、すぐに C 社に転職した。

C 社は D 社の下請けで、私は同社の工場で 1 年以上は勤務していた記憶があるのに、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和 40 年 10 月 20 日から 41 年 9 月 26 日までとなっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 社に昭和 39 年 11 月ごろから 41 年 9 月 26 日まで在職していたと申し立てているが、雇用保険の記録によると、申立人の同社における被保険者資格の取得日は 40 年 10 月 15 日、離職日は 41 年 9 月 25 日であることが確認でき、社会保険庁の被保険者記録とおおむね一致している。

また、C 社保管の資料によると、同社では、申立人を昭和 40 年 10 月 20 日から 41 年 9 月 26 日まで厚生年金保険に加入させていたことが確認でき、これは社会保険庁の被保険者記録とも一致している。

さらに、申立人が C 社の同僚として名前を挙げた同僚のうち、回答が得られた同僚は、申立人は 1 年ほど在籍していたと陳述しており、これは申立人の同社での厚生年金保険加入記録と符合しているほか、申立人は当該同僚を先輩であったと陳述しているところ、当該同僚の資格取得日は、申立人の資格取得日の 1 か月前である昭和 40 年 9 月 25 日であることも確認できる。

加えて、C 社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険証の整理番号に欠番は見当たらず、同名簿の記録に不自然な点も見当たらないほか、申立人

の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の被保険者記録は確認できなかった。なお、申立人は、C社はD社の下請けで、同社工場で勤務していたと申し立てしているところ、上記と同様に検索を行ったが、申立期間においてD社の工場に係る被保険者記録も確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶は無い上に、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月から同年10月まで
② 昭和23年1月から同年12月まで
③ 昭和26年3月から同年12月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①、②及び③について加入記録は無いとの回答をもらった。

申立期間①は、前職の会社から引き抜かれてA社で勤務し、D業務に従事した。

申立期間②は、社長の面接を受けてB社に入社し、同社の工場で、E業務に従事した。

申立期間③は、同級生の紹介でC社に勤務し、F業務に従事した。

いずれの事業所でも試用期間などは無く、正社員として勤務していたと思うので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和54年に解散しており、事業主等の所在も不明であるため、同社から申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人の記憶する同僚は所在不明であり、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格の有る従業員に照会したが、申立人を覚えている者はいない。

さらに、当該被保険者名簿をみると、昭和21年3月までにA社の従業員26人のうち24人が被保険者資格を喪失していることから、事業主が何らかの理由に

より、この時期にほとんどの従業員の資格喪失手続を行ったものと考えられる。

加えて、申立期間を含む昭和 20 年 11 月 1 日から 24 年 5 月 14 日までの間に、A 社において新たに資格を取得している者はおらず、また、同期間の従業員数について、申立人及び同僚は 10 人から 20 人であったと陳述しているところ、前述被保険者名簿において被保険者として記録されている者は 2 人であり、申立期間は、従業員の大半が厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

申立期間②については、申立人は、B 社で E 業務に従事し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B 社に申立期間当時の資料は無く、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人は、同僚を覚えておらず、社会保険事務所の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格の有る従業員に照会し、16 人から回答を得たが、いずれも申立人を覚えていない。

申立期間③については、申立人が入社を紹介を受けたとする同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が C 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C 社に申立期間当時の資料は無く、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況は確認できない。

また、社会保険事務所の C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者期間を有する者のうち 2 人の従業員は、自身が記憶する入社日から、それぞれ、2 か月後又は 6 か月後に厚生年金保険の資格を取得していることから、申立期間当時、同社では、一定期間の試用期間を設けていたことが推認されることから、申立人は、申立て後、昭和 26 年 9 月ごろに他社に転職したとしていることから、申立期間③は 6 か月程度であると考えられる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4317

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年から32年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社にはB大学を卒業した1年後に入社したが、即戦力として入社、昭和32年に渡航するまでC業務に携わり、正社員として勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人がA社において勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険適用事業所としての記録は無い。

また、別の同僚は、A社は健康保険及び厚生年金保険には未加入であったため、申立期間に通院した際には健康保険証が無く、全額自己負担で治療したと陳述している。

さらに、申立期間当時の代表取締役は病気療養中のため、聴取することができず、また、ほかの取締役3人は死亡しており、申立人の勤務の実態及びA社における当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人に係る申立期間の保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月23日から24年6月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る記録が無いと回答を受けた。
A社には昭和23年8月23日に入社し、入社後まもなく交付を受けた健康保険証を使って、治療を受けたことを覚えている。
申立期間もA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和23年8月23日にA社に入社し、同時期から厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は申立期間当時の資料を保存しておらず、また、当時の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人の記憶している同僚及び社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録の有る同僚のうち、連絡先の判明した者に照会したが、申立人の申立期間における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、上記照会に回答の有った同僚8人のうち5人は、昭和24年6月1日に厚生年金保険の資格を取得しているが、このうち4人は、生年月日等から中学新卒者として入社したものとみられることから、入社から約2か月後に資格を取得したと推認され、そのうちの1人は、「昭和24年に中学卒業後、A社に入社したが、入社後しばらくしてから厚生年金保険に加入した。」と陳述している。また、同年6月1日に資格を取得している残りの1人の入社日は、資

格取得日の5か月前である。

加えて、上記同僚8人のうち1人は、昭和23年4月に入社したとしているが資格取得時期は同年8月であり、このことについて同人は、「試用期間の経過後に加入手続が行われたのではないかと思う。」と陳述している。

これらのことから、A社では、申立期間当時、入社後すぐには厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていたことが推認され、また、申立期間の一部については、申立人が義務教育の終了年齢に達していなかったこともあって厚生年金保険への加入手続を行わなかったことも考えられる。

なお、前述被保険者名簿の健康保険の整理番号は、同事業所が新規適用となった昭和22年9月1日から申立人の取得までは連番で欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月28日から21年7月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。
A社には、昭和20年10月28日に入社したにもかかわらず、社会保険事務所の記録では21年7月1日からの資格の取得となっているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する従業員台帳から、申立期間に係る申立人の在職は認められる。しかし、当該従業員台帳には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和21年7月1日と記載されており、社会保険事務所の記録と一致している。

また、A社B工場で、昭和21年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員は、申立人のほかに84人おり、その中で聴取できた5人中4人が、「申立期間当時は、入社後一定期間、厚生年金保険に加入していない期間があった。」と陳述している。

さらに、A社は、「申立期間当時は、一定期間内に入社した従業員について、まとめて加入手続をしていた。加入手続をする前の期間である申立期間に、申立人の給与から保険料を控除することは無い。」としている。

加えて、社会保険事務所のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月1日から同年12月まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。
申立期間は、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年3月1日から同年12月までA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和48年に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、商業登記に係る記録も見当たらない上、事業主は所在不明であり、事業主から申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚及び上司の名前を覚えていない上、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録のある従業員に照会しても、回答のあった13人は「申立人を覚えていない。」と陳述しており、これらの者からも申立人の勤務実態等は確認できない。

さらに、前述の従業員13人のうち2人は、「入社後、一定期間は厚生年金保険に加入していない期間があった。」と陳述している。

加えて、前述被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月から 51 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

私は、昭和 47 年 11 月から 51 年 3 月まで、A社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立期間のうち、昭和 48 年 5 月 1 日から 51 年 2 月 28 日まで、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、A社は、昭和 59 年に破産しており、元代表者の所在は不明である上、申立人が記憶している同僚の連絡先も不明であるため、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月10日から22年5月3日まで

私は、昭和20年4月10日から22年5月2日までの期間、A社に勤務した後、B社勤務を経て、24年10月31日からC県の公立学校で教職に就いた。教職に就く前のA社及びB社の職歴はC県教育委員会の人事記録カードで確認できるのに、社会保険庁の記録では、B社の厚生年金保険の加入記録だけがあって、A社の加入記録が無いのは納得できないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社で勤務していたことは、同社を退職後に勤務したC県教育委員会における人事記録カードにより推定できる。

しかし、社会保険庁の記録において、A社は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、また、同社の労働保険適用事業所としての記録も確認することはできなかった。

さらに、申立人が記憶している事業所の所在地を管轄する法務局で法人登記簿を確認したが、A社に係る記録は見当たらない。

加えて、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月1日から20年6月14日まで

私は、戦時中B市にあった私立中学に在学していた。

申立期間当時、C市にあるA社に学徒動員として勤務し、給与も月額50円を支給されていたと記憶しているが、昭和20年*月*日の空襲で工場は全壊してしまった。

申立期間について、勤務していたことに間違いはないので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、学徒動員としてA社に勤務していたと申し立てている。申立人の生年月日から、申立人の中等学校における卒業は本来昭和21年3月であるところ、申立人は、「卒業証書をもらった記憶が無いので、卒業はしていなかったと思う。申立期間を通じて給与はずっと50円であった。」と陳述しており、厚生省保険局長発の学徒動員に関する通牒保発334号（昭和19年5月22日）の基本報酬算定基準には、中学校第3学年以上またはこれに準ずる者の1人あたりの月額は50円と定められており、申立期間を通じ申立人は勤労働員学徒であったものと考えられる。

しかしながら、勤労働員学徒については労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示50号（昭和19年5月29日）の規定により、労働者年金保険（現在は、厚生年金保険。）の被保険者には該当しない取り扱いとなっていた。

また、申立人は、昭和19年3月に同時に動員されたとする申立人と同年齢の同僚4人の氏名を記憶しているものの、いずれの同僚も、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認

できない。

このほか、申立人が、申立期間当時、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 7 月から 31 年 6 月まで

社会保険庁の記録によると、私が、昭和 26 年 7 月から 31 年 6 月まで勤務していた A 社に係る厚生年金保険の加入記録が欠落している。同社の同僚と退職する際に記念として一緒に撮影した写真を現在も所持しているので、勤務していたのは間違いない。給与から厚生年金保険料を控除されていたはずである。申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出があった退職時の記念写真及び申立人が記憶している同僚の証言から、申立人が申立期間のうちの一定期間、A 社に勤務していたことは推定できる。

しかし、A 社は、社会保険庁の記録において厚生年金保険適用事業所とはされておらず、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記簿を確認したが同社の記録は見当たらない。

また、A 社の事業主及び事務手続担当者は既に死亡しており、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができないが、申立人が記憶している同僚は、「同社は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料の控除もされていなかった。」と陳述している。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 24 日から 40 年 4 月 24 日まで

A社で勤務していた期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和 39 年 3 月 13 日から同年 4 月 23 日まで厚生年金保険に加入しているとの回答をもらった。その回答書は、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に資格喪失日の年の記載が無い旨が記載されている。私は、少なくとも1年ほどは同社で勤務していた記憶があるので、申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 3 月にA社へ入社し、40 年 4 月まで継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人の資格喪失日の年が欠落しているものの、昭和 39 年 5 月 7 日付けで健康保険証が回収不能となった記録が確認できる。

また、申立人と同じ昭和 39 年 3 月にA社に入社し、被保険者資格を取得した 54 人について、当該被保険者名簿によると、27 人が入社から 3 か月以内に、申立人を含む 12 人が 1 か月以内に資格を喪失していることが確認できる。さらに、4 人の同僚は、「申立人が担当していたB職について、歩合給の比率が非常に高いため、短期間で退職する者が多かった。」と陳述している。

加えて、上記 4 人の同僚は、申立人についての記憶が無く、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

このほか、申立人が申立期間当時、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月16日から31年6月2日まで
② 昭和32年4月15日から35年8月31日まで
③ 昭和35年10月21日から36年5月31日まで

夫が年金記録確認をするというので、私も調べてもらったところ、A社、B社及びC社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。社会保険事務所に行っても聞き入れてもらえず、納得がいかないまま今日に至った。

脱退手当金は請求も受け取りもしていない。是非調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社、B社及びC社に勤務していた期間について自身で脱退手当金の受給申請手続をした記憶が無いことから、脱退手当金は受給していないとしている。

しかしながら、社会保険庁の記録をみると、A社に係る脱退手当金については昭和31年8月25日に、B社及びC社に係る脱退手当金については36年11月14日に支給決定された記録とされているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されたとは考え難い。

また、申立期間①については、社会保険庁の申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳をみると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、給付記録欄に支給金額及び資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、A社の被保険者名簿において、申立人の資格喪失日が記載されているページの前後に記載の受給資格のある資格喪失者は21人、このうち脱退手

当金の支給記録のある者は17人であり、全員が資格喪失後5か月以内に支給決定されているほか、支給日が同一日となっている者が散見されることを踏まえ、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立期間②及び③については、C社の被保険者名簿について、同様に脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給している者は申立人を含めて7人であり、全員が資格喪失後5か月以内に支給決定されているほか、支給日が同一日となっている者が散見されることを踏まえ、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4327

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 12 月まで

私は、昭和 61 年 10 月から 62 年 12 月まで、A社のB出張所で会員募集の勧誘業務を行っていたが、社会保険事務所では、同社に勤務した期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間は同社に間違いなく勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同じ勤務場所で同様の業務に従事していたとする同僚3人はいずれもA社において厚生年金保険被保険者としての記録は無い上、このうち2人は「私は同社で厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述している。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録がある複数の元従業員は、「会社は、昭和 61 年 10 月には倒産状態にあった。」としているところ、当該被保険者名簿において、昭和 61 年 10 月 1 日より後に被保険者資格を取得した者はおらず、同社において最後に被保険者資格を喪失した者の資格喪失日は、61 年 10 月 1 日と記録されている。

さらに、A社の元事業主に照会を行ったが、回答は無く、その他の元役員等の所在は不明であるため、これらの者から申立期間に係る保険料控除等について確認することができない。

加えて、申立期間に申立人が雇用保険の被保険者となった記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 30 日から 36 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に、厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、同社に昭和 35 年 1 月に採用され、住み込みでB業務に従事していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間もA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和 54 年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、元事業主の所在も不明であるため、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することはできない。

また、元従業員は、「申立期間当時、A社では、採用後すぐに厚生年金保険に加入させることはしておらず、B業務の経験年数等を考慮して加入させていたと思う。」と陳述している。

さらに、申立人は、A社に採用される前に3年8か月ほどのB業務の経験があったとしているところ、連絡がとれた元従業員3人について、本人が記憶している入社時期と厚生年金保険の資格取得日とを比較すると、採用前におけるB業務の経験年数が10年程度である2人については、採用後1か月以内に、経験年数が1年程度である1人については、採用後2年ほど経過してから、それぞれ厚生年金保険に加入していることが確認できることから、A社では、B業務の経験等を考慮して、厚生年金保険に加入させていたことが推認される。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年4月1日から25年2月2日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答を受けた。同社には昭和21年8月20日から25年2月2日まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和60年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主及び役員は連絡先が不明であるため、同社及び事業主等から、申立人の申立期間における同社での勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、申立人は、A社での同僚を記憶しておらず、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員についても所在が確認できる者がいないことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することもできない。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、A社における昭和22年3月31日時点での被保険者62人のうち21人は、申立人と同じ日である同年4月1日に資格を喪失しており、当時、同社では、何らかの理由により、大量の従業員が退職又は厚生年金保険を脱退したものと考えられる。

加えて、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月1日から29年2月25日まで
② 昭和29年10月1日から31年9月1日まで

私は、昭和28年1月に友人の勧めでA社に入社し、29年9月まで勤務して厚生年金保険料も給与から控除されていたのに、社会保険事務所には、申立期間①の厚生年金保険加入記録が無い。

また、その後、B社に転職し、昭和29年10月から31年8月まで勤務したのに、社会保険事務所には、申立期間②の厚生年金保険加入記録も無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和28年1月からA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の関連資料を保存しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除は確認できない。

また、申立人の記憶している同僚は死亡又は所在不明である上、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る者に照会しても、申立人を記憶していないとする回答しか得られず、これらの者からも申立人の申立期間における勤務実態等は確認できない。

さらに、申立人が、自分より半年ほど前に入社しA社への入社を勧めてくれたとする同僚の資格取得日は昭和28年10月5日であり、申立人の陳述と符合しない。

申立期間②については、同僚の陳述から判断して、時期は特定できないもの

の、申立人が、申立期間の一部においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、昭和31年3月1日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間のうち、同日以降は、同社は適用事業所ではない。

また、申立人が記憶している同僚5人のうち2人は、B社において被保険者記録が無く、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことも考えられる。

さらに、元事業主は所在不明であり、また、B社の被保険者で連絡先の把握できた者は、既に全員死亡していることから、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

申立期間①及び②において、A社及びB社に係る被保険者名簿に、健康保険整理番号の欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①又は②に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 17 日から 32 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 28 年 4 月 1 日から 32 年 9 月まで A 社（現在は、B 社。）に勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格喪失日が 28 年 5 月 17 日になっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、「当社保管の人事記録から、申立人は、昭和 28 年度定期採用により昭和 28 年 4 月 1 日に入社し、同年 5 月 16 日に依願退職している。被保険者資格の喪失については、社会保険事務所の記録どおり同年 5 月 17 日に資格を喪失した届出を行っており、保険料を控除することは無い。」としている。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の備考欄に健康保険被保険者証が返納されたことを示す「証返納済」の記録が確認でき、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、上記名簿には、昭和 31 年度に社会保険事務所が A 社の社会保険被保険者名簿と被保険者及び標準報酬の照合を行ったことを示す「31 検」の記録が確認できることから、申立人の厚生年金保険料の控除が無かったことがうかがわれる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は既に亡くなっており、申立人の勤務実態及び保険料控除について陳述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 3 日から 43 年 4 月まで
② 昭和 46 年 1 月から 49 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 51 年 2 月 29 日から 53 年 2 月まで

私は、中学校を卒業した昭和 27 年から 43 年 4 月まで A 社で B 業務従事者として勤務していたのに、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 36 年 1 月 1 日からの 4 か月しか厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、申立期間①を被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和 46 年 1 月から 53 年 2 月まで C 社で B 業務従事者として勤務したにもかかわらず、申立期間②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。在職中の 46 年 2 月に社員旅行に行った写真及び在職中に取得した技能検定の賞状も残っており、自営業を始めた 53 年 2 月まで勤務していたことは間違いないので、申立期間②及び③を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の陳述から、勤務期間は特定できないものの、当時、申立人が A 社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社の人事担当部長は、「申立期間①の直前に申立人の厚生年金保険の加入記録が 4 か月ある経緯等は資料も無く分からないものの、申立人は、申立期間①当時、下請けとして仕事をしており、下請けに対して支払う報酬から厚生年金保険料を控除したことは無い。」と回答している。

また、複数の同僚は、「申立人は B 業務従事者として働いていたが、同社の社員では無く、同社との直接雇用関係は無かったと思う。」としている。

さらに、申立人及びその妻の国民年金の記録をみると、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 43 年 3 月までの期間については、夫婦そろって申請免除期間

となっていることが確認できることから、その当時、厚生年金保険には加入していなかったため、国民年金の免除申請を行ったものと考えられるところ、申立人自身も、「当時、同社に勤務していた期間も含めて国民年金に加入していた。」としている。

申立期間②及び③について、同僚の陳述から、勤務期間は特定できないものの、当時、申立人がC社で勤務していたことが推認できる。

しかし、C社での雇用保険の記録によると、昭和49年9月1日に資格を取得、51年2月28日に離職となっており、この加入記録は、同社提出の労働者名簿の記録（昭和49年9月1日に雇入、51年2月28日に退職。）及び社会保険庁の年金記録と一致している。

また、事業主は、「社員は月給制で健康保険及び厚生年金保険に加入していたが、申立人は、E業務従事者であり、健康保険及び厚生年金保険には加入していなかった。しかし、昭和49年ごろからは、E業務従事者の中でも継続して働いてもらっている人には、健康保険及び厚生年金保険に加入してもらうことになり、申立人も加入している。ただし、E業務従事者で、厚生年金保険に未加入の人から保険料を控除するようなことは無かった。」としている。

さらに、申立人の国民年金の記録をみると、申立期間②を含む昭和43年4月から49年8月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人は、自営業を始めた昭和53年2月までC社で勤務した旨申し立てているものの、申立期間③のうち、51年4月1日から53年9月28日までの期間については、D社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 2 月 10 日まで

私は、昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 8 月 26 日まで A 社（社名変更後は、B 社。）に勤務し、C 業務に従事していたのに、社会保険庁の記録では、35 年 4 月 1 日から 36 年 2 月 10 日まで厚生年金保険の被保険者とされていないのは納得できない。当時の日記の写しを提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の日記の写しから、申立人は申立期間当時、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 36 年 2 月 10 日となっており、申立人よりも先輩であったとする同僚 4 人も同日付けで資格を取得していることが確認できるほか、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

また、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、申立人が名前を挙げた同僚など 40 人のうち回答が得られた 9 人のいずれからも申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除についての具体的な陳述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月から23年1月まで

私は、申立期間においてA市にあったB社に勤務していた。この期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

なお、B社は商号を変更してC社となった。

第3 委員会の判断の理由

同僚に対する照会結果から、申立人が申立期間当時、B社で勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人がA市に所在していたとするB社は、厚生年金保険適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、B社が商号を変更してC社となったとしているが、両社で勤務したことのある同僚の一人は、「B社はD品を製造する会社、C社はE品を製造する会社で、両社は別会社だった。私は、B社の解散に伴い、C社に移って仕事をするようになった。私にもB社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録は無く、同社は厚生年金保険の適用事業所としての届出をしていなかったと思う。」と陳述している。

さらに、B社の事業主は既に亡くなっており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚5人の連絡先は不明で、これらの同僚からは申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかったほか、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から35年1月1日まで

私は、昭和26年7月からA所内のB事業部にあったC社でD業務従事者として勤務し、E組合（現在は、F組合。）において厚生年金保険に加入していた。

社会保険庁の記録では、昭和27年10月1日から35年1月1日までが厚生年金保険の未加入期間となっているが、私は、46年10月の当該組合の式典で表彰を受けており、申立期間も厚生年金保険に加入していたはずであり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

管轄社会保険事務所が保管するE組合に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間の被保険者記録が確認でき、A所内にあるG社で勤務していたとする申立人の妹の夫は、「申立人は、申立期間中もB事業部のC社でD業務従事者として勤務していた。」と陳述しており、申立人が申立期間に同社に在籍していたことは推定できる。

しかし、申立期間当時のC社の事業主及び申立人が記憶する同僚は、死亡又は所在不明であるため、同事業所での申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する陳述が得られない。

また、C社が昭和40年4月に別の事業所と合併してできたH社は、平成16年3月31日に解散している上、同社での同僚は、「C社に勤務していた当時の申立人の勤務実態、保険料の控除状況及び厚生年金保険に係る届出等に関することは全く分からない。」と陳述しているとともに、この同僚が記憶する合併当時のC社での在籍者の所在も確認できない。

さらに、F組合は、「申立期間当時の社会保険関係資料の多くは、昭和44

年の I 改修工事の際に廃棄済みであり、C社に関する資料等は残っていない。また、当組合の組合員である各事業所が、それぞれの従業員の給与から保険料を控除しており、賃金台帳等の関係資料も各事業所が管理していたので、申立人の勤務実態及び保険料控除のことは分からない。」と回答しており、同組合が加盟していた J 健康保険組合も同様の回答をしている。

加えて、管轄社会保険事務所が保管する E 組合に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和 28 年からは、厚生年金保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の時決定に係る手続が行われているが、申立期間中の申立人に係る時決定の記録は無く、申立人に係る保険料控除があった場合、事業主が申立期間中の保険料の算定基礎届出の機会をすべて見過ごすとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 25 日から 33 年 7 月 10 日まで
② 昭和 35 年 1 月 12 日から同年 2 月 26 日まで
③ 昭和 36 年 11 月 22 日から 42 年 10 月 26 日まで

私は、A 高等学校定時制（現在は、I 高等学校。）に在学中の昭和 32 年 5 月当時、通学の利便性を考慮して、同校の近所にある B 社（現在は、J 社。）に入社した。

社会保険庁の記録では、B 社での厚生年金保険資格取得日は、昭和 33 年 7 月 10 日となっているが、以前に勤務していた事業所を退職した 32 年 5 月 25 日の直後に同社に入社したはずである（申立期間①）。

また、昭和 35 年 1 月 12 日から同年 2 月 26 日までが厚生年金保険の未加入期間となっているが、当該期間も B 社に継続して勤務していたのは間違いない（申立期間②）。

さらに、私は、昭和 42 年 10 月下旬ごろに B 社を退職して、別の会社に就職したと記憶しているが、同社での被保険者資格喪失日は、36 年 11 月 22 日となっている（申立期間③）。

申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③に B 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B 社の当時の役員は、「申立期間当時、同社内には、全体で 7 社から 8 社の下請事業所があった。」と陳述しており、同役員及び複数の同社社員は、「申立人のことは知らない。また、申立人が上司としている者は、下請事業所の事業主であり、申立人は、同社の社員ではなく、下請事業所の従業員

だと思う。」旨陳述している。

また、B社は、「申立期間当時の資料等は廃棄済みであり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の控除の状況は不明である。」と回答している上、同社の当時の社会保険事務担当者及び申立人の上司とされる者は、所在が不明であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除に関する陳述が得られない。

さらに、各申立期間におけるB社での厚生年金保険の適用に関する状況をみると、申立期間①について、申立人が同僚として氏名を挙げている者の同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日も、申立人の資格取得日と同日付けの昭和33年7月10日となっているとともに、申立期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

申立期間②について、B社の下請事業所に在籍していた者は、「私は、少しの期間、同社を離れて、ほかの事業所の仕事をした後、再び同社で勤務し始めた時に新しい被保険者証を渡された。同社以外の仕事を下請事業所が行う場合には、同社の厚生年金保険に加入させない取扱いがあったのかもしれない。」と陳述している。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の昭和35年1月12日の被保険者資格の喪失時に健康保険証が返納されている旨の記録が確認できる上、申立人は、同年2月26日に申立期間②直前までの厚生年金保険被保険者台帳記号番号とは別番号で被保険者資格を再取得しており、同年6月25日に当該再取得に係る番号を申立期間②直前までの厚生年金保険台帳記号番号に統合するための重複取消手続が行われている記録も確認できることから、申立人の申立期間②前後の資格喪失手続及び資格取得手続の記録に不自然さはうかがえない。

申立期間③について、申立人は、「私は、昭和36年11月ではなく、42年10月下旬ごろにB社を退職した。また、退職理由は、同社がC県D市に移転することになり、通勤できないと判断したためである。」と申し立てているところ、同社は、48年3月にC県E市に移転しており、同社の移転時期及び移転先は、申立人の陳述とは符合しない。また、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿から同社での被保険者期間が確認できる者は、「昭和36年ごろに、F道路建設又はG電車の高架工事のためにB社がC県D市に移転するという話が有った記憶があるが、結局、私が退職した38年3月までの間に、同社が移転することは無かった。」と陳述している。

さらに、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の昭和36年11月22日の資格喪失時に健康保険証が返納されている旨の記録が確認でき、同名簿の記録に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人が自分の親方であったとしている者も、申立人の被保険者資

格喪失日とほぼ同時期の昭和36年12月8日にB社での厚生年金保険被保険者資格を喪失している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったものの、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、B社の社員ではない申立人の同社での厚生年金保険加入記録が有ることについては、当時の役員は、「申立人が、同社の厚生年金保険に加入していた経緯、被保険者資格取得日及び喪失日の取り扱いに関する事情は分からない。」と陳述している上、申立期間当時の同社及び下請事業所の事情に精通しているとされる同社H部の責任者は既に死亡しているため不明であるが、同社H部で当時勤務していた社員は、「同社は、急な仕事の対応のために下請事業所を常駐させておく必要があった。一方、下請事業所は、社員を定着させるために社会保険を整備しておく必要があった。このため、当時の同社では、社会保険の無い下請事業所の社員を自社の厚生年金保険に加入させていたことがあったと思う。」と陳述している。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から45年9月1日まで

社会保険庁の記録では、私がA社で勤務した期間のうち、昭和38年6月1日から45年9月1日までが厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、A社は、昭和38年6月ごろに社会保険の適用事業所となり、私は、その時に健康保険及び厚生年金保険に加入したはずである。私自身が経理担当者として、給料計算の時に厚生年金保険料を控除していた記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が、A社での厚生年金保険資格取得日の昭和45年9月1日以前から同社に在籍していたことは確認できる。

しかし、A社は、昭和45年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、申立期間において、同社は適用事業所とはなっていない。

また、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた5人及び申立人は、A社が適用事業所となった昭和45年9月1日と同一日に同社での被保険者資格を取得していることが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できるところ、同僚5人のうち3人は、同社での被保険者資格取得日と同一日の同年9月1日まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが、社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、別の同僚は、「私は、昭和39年4月にA社に入社したが、年金手帳を見ると、被保険者資格取得日は45年9月1日となっており、それ以前には厚生年金保険に加入していない。また、健康保険証を初めて使用したのは47

年ごろだったと思う。」と陳述している。

なお、申立人は、「私自身が経理担当者だったため、申立期間当時の給料から厚生年金保険料を控除していた記憶があり、昭和 38 年 6 月ごろに会社からもらった健康保険証を使って病院で診察を受けた記憶がある。」と申し立てているが、当該病院に確認したところ、当時の診療録は保存期限経過のため既に廃棄済みであり、申立人が使用したとする健康保険証が政府管掌健康保険証であったかは確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月ごろから32年まで

私は、A社を昭和26年7月末に退職した後、友人の紹介でB市C町のD社に入社した。

しかし、社会保険庁の記録では、別所運送で勤務した期間の厚生年金保険加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にD社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするD社は、社会保険庁に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。また、D社と類似する名称による事業所検索を行ったが、申立人の主張に該当する適用事業所の記録は見当たらない。

さらに、申立人は、D社の事業主の氏名を記憶しているものの、当該事業主は既に死亡している上、申立人は、同事業所での同僚の氏名を記憶していないため、申立期間に係る申立人の在籍状況、勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する陳述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から 39 年 8 月 6 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた昭和 36 年 3 月 1 日から 39 年 8 月 6 日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

そこで、管轄社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和39年10月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 10 月から 30 年 9 月まで
② 昭和 30 年 9 月から 32 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 32 年 12 月 14 日から 35 年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①の加入記録が無いとの回答をもらった。

また、B社に勤務していた期間のうち、申立期間②の昭和 30 年 9 月から 32 年 10 月 1 日まで、申立期間③の同年 12 月 14 日から 35 年 10 月までの期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 27 年 10 月から A社に勤務したと申し立てている。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 30 年 2 月 1 日であり、それ以前の時期については適用事業所となっていない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認できる従業員は、「申立期間当時、同社の業務内容は、B業務に従事する事業所と請負契約を結んで行っていた。申立人は下請け事業所として同社で業務しており、同社の従業員では無かったと思う。」と陳述している。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所では無く、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除については確認することができない。

申立期間②については、同僚の証言から、申立人は、申立期間の一部につい

てB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿で申立人と同じ昭和32年10月に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「同社に昭和30年ごろから勤務していたが、最初のころ保険料は控除されていなかった。厚生年金保険の加入手続が行われてから、保険料が控除されるようになった覚えがある。」と陳述している。

また、申立人がB社に同時期に入社したとしている同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人の同資格取得日より13か月後の昭和33年11月となっていることが確認できる。

このため、B社では、申立期間当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけでは無かったものと考えられる。

申立期間③については、申立人は、昭和35年10月までB社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社に昭和33年3月及び同年4月に入社したとする従業員は、それぞれ「私が入社した時には、申立人は既に同社に勤務していなかった。」と陳述しており、また、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿で35年3月26日に資格喪失していることが確認できる同僚は、「申立人は、私が退社する約2年前に退社したのではないかと思う。」と陳述している。

以上の事情から、申立人は、少なくとも昭和33年3月ごろにはB社を退社しており、32年12月15日から33年2月の期間についても、同社における在籍を確認できる証言及び資料等は見当たらない。

このほか、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月20日から25年5月1日まで

A社会保険事務所が、昭和53年2月23日付けで発行した厚生年金保険被保険者期間調書には、B社の加入期間が23年6月20日から25年9月26日までと記載されているにもかかわらず、社会保険庁の記録では、同社での資格取得日が同年5月1日となっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社会保険事務所が昭和53年2月23日に発行した申立人に係る厚生年金保険被保険者期間調書には、B社での厚生年金保険の資格取得日が23年6月20日と記載されていることが確認できる。

しかし、B社は、昭和25年5月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間については適用事業所となっていない。

また、A社会保険事務所は、昭和53年2月23日付け発行の申立人に係る厚生年金保険被保険者期間調書でB社の資格取得日が23年6月20日と記載されていることについて、「当時台帳を見誤って回答した。」としており、その理由について同事務所では、「B社の厚生年金保険被保険者名簿を確認すると、資格取得年月日の欄が二段書きで記載する様式になっており、健康保険番号が1番の被保険者については、上段『25年5月1日』、下段『23年6月20日』となっており、下段については同被保険者の前事業所での最初の厚生年金保険の取得年月日を記載したものと思われ、その後の被保険者の資格取得年月日は、「//」が記載されており、照会の申立人についても同様の表示になっていることから、見誤って回答したものと思われる。」と回答としている。

また、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、

申立人は、昭和 25 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、「B社の事業主は父親であった。」と陳述しており、新規適用事業所になる前の期間について、申立人の厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4342

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から56年10月30日まで

私は、昭和50年4月1日から56年10月30日までA社に勤務していたが、社会保険庁には同社において厚生年金保険に加入した記録が無い。給与支払報告書（源泉徴収票）をみると、社会保険料が控除されているのは明確であるので、申立期間が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿及び事業主の証言から、申立人が申立期間において、同社に役員として在籍していたことが認められる。

しかしながら、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、公共職業安定所において雇用保険の適用事業所としての記録も無い。

さらに、A社の事業主は、「先代から事業を承継したが、先代が創業したときから社会保険には加入していない。」と回答しており、同事業主の年金記録をみると、申立期間は国民年金の被保険者となっていることが確認でき、当該事業所は厚生年金保険が適用されていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人から提出のあった源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、給与支払総額から算出した厚生年金保険料額を含むものとしては著しく低額で、申立人に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

加えて、A社の申立期間当時の同僚及び事務担当者等の連絡先は不明であり、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、船員保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 15 年 11 月 2 日から 16 年 6 月 11 日まで
社会保険事務所に船員保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間については、A社所有のB船に乗船中の業務上負傷により下船を余儀なくされ、療養しており、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社所有のB船に乗船中の業務上負傷により下船を余儀なくされ、療養に要した期間について申し立てている。

しかしながら、船員保険法の昭和 20 年 2 月の改正により、船員保険の被保険者の範囲が拡大されて下船中の船員も被保険者となるのは、同年 4 月 1 日からであることから、申立期間は、下船中の船員は被保険者になることはできない期間であると認められる。

上記の事情から、A社では、申立人が下船した事実に基づいてその時期に被保険者資格の喪失の届出を行い、再びB船に乗船することとなった昭和 16 年 6 月 11 日に被保険者資格の再取得の届出を行ったことが推察される。

また、A社所有のB船は、昭和 18 年*月*日に沈没しており、同社の商業登記簿の記録も確認できず、当時の事業主等については、生存状況を含めて所在が不明であることから、これらの者から申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において船員保険被保険者であったとは認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年ごろから30年2月ごろまで
② 昭和31年8月ごろから32年2月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①については、A社に勤務し、申立期間②については、B社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間の一部についてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社には、当時の人事記録等は残されておらず、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社は、「当時、一定期間の勤務があった後に、社長の判断で従業員の厚生年金保険の加入手続を行っていた。」と回答しており、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①中に80名余りの被保険者資格の取得が確認できるが、この期間の健康保険の整理番号に欠番は見られない。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、B社勤務当時の同僚について、氏名のみが分かる同僚1名を挙げるのみで、そのほかは「分らない。」と陳述しており、また、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②またはその近接した時期に同社で被保険者資格を取得及び喪失していることが確認できる複数の同僚に、当時、申立人が同社に勤務していたかどうか聴取したが、申立人のことを記憶している同僚はいなかった。

さらに、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に健康保険の整理番号に欠番は見られない。

加えて、B社はC社へと社名変更し、現在に至っているが、同社は、「当時の人事記録は保管しておらず、当時のことを知る者もないため、申立人に係る社会保険の届出及び保険料納付の有無については、確認できない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4345

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 47 年 2 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B工場で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、昭和 46 年 12 月 11 日から 47 年 4 月 29 日までA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社B工場の事業を受け継ぐC社は、「当社が保管する申立期間当時の社会保険被保険者台帳には、申立人の記録は無く、申立人が社会保険に加入していたとは考え難い。」と回答している。

また、A社厚生年金基金における申立期間当時の加入員番号払出簿には、申立人の氏名は記載されておらず、同基金の記録を保管する企業年金連合会は、「申立人に係る厚生年金基金の加入記録は無い。」と回答している。

さらに、申立人はA社B工場での勤務形態について、「アルバイト・パート等」と陳述しているところ、C社は、「当時、短時間勤務の従業員は、雇用保険のみ加入させており、健康保険及び厚生年金保険の加入手続は行っていなかった。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。